

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和6年11月25日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

11月25日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査-----	3
(市長公室・総合行政委員会事務局・消防本部所管分)	
質疑(藤浦雅彦委員、安藤薫委員、南野直司委員)	
認定第5号の審査-----	56
質疑(安藤薫委員、南野直司委員)	
採決-----	56
閉会の宣告-----	56

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和6年11月25日(月) 午前9時59分 開会
午後4時 4分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員 長 野口 博 副委員長 南野直司 委員 藤浦雅彦
委員 安藤 薫 委員 三好義治 委員 塚本 崇

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一朗 副市長 山本和憲
市長公室長 平井貴志 総務部長 石原幸一郎
建設部長・道路交通課長事務取扱 永田 享 消防長 松田俊也
総合行政委員会事務局長 溝口哲也 総務部理事 丹羽和人
消防本部次長兼消防署長 幸田英基
市長公室副理事 森川 護 同室副理事兼秘書課長 川西浩司
総務部副理事兼防災危機管理課長 辻 稔秀
消防本部副理事兼警備課参事 林 州次
広報課長 辻 亮輔 政策推進課長 有場 隆
人事課長 松本泰洋 人権女性政策課長 末永美由紀
資産活用課長 浅田明典 総合行政委員会事務局次長 下郡光礼
消防総務課長 大藪 忠 予防課長 大坪孝志
警備企画課長 角田哲志 救急救命課長 小田原利博
警防第1課長 樋口大輔 警防第2課長 小西智文
政策推進課参事 寺田莊史 同課参事 垣本和宏

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件

認定第1号 令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

認定第5号 令和5年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会署名委員は、安藤委員を指名します。

それでは、先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、順次質問させていただきます。15点ほど予定をしますので、お願いします。

1番目、人事管理事業です。

決算概要42ページ、人事管理事業で、職員育成・行動基本計画の目指す職員像と一致する人事評価、いわゆる能力評価の項目に変更を行ったとなっていますので、その内容について、お願いします。

2番目、階層別能力開発事業、それから、職種別能力開発事業、また、組織課題別能力開発事業で、決算概要44ページに載っています。三つの事業について取り組まれています。詳細は事務報告書に記載がありまして、令和5年度での実施効果、概略等について、説明をお願いします。

3番目、公益通報制度についてです。決算概要44ページになりますが、表現等の問題で、この公益通報制度が、問題視をされました。本市では、公益通報外部窓口業務等委託料として、40万3,700円が決算額となっております。この公益通報制度はどのようになっているのかについて、御答弁をお願いします。

4番目、シティプロモーション推進事業、決算概要48ページです。シティプロモーション戦略は、令和元年度に作成をされまして、そして、令和2年度より運用が開始されました。令和5年度で4年目となって

いますが、中身は事務報告書に書いていますが、進捗状況等について、担当課としてどのように評価されているのかを御答弁ください。

5番目、ふるさと応援寄附金推進事業についてです。決算概要48ページ、ふるさと応援寄附金業務委託料として795万5,383円の決算額が上がっています。ふるさと納税の寄附金総額はどれぐらいになるのかを御答弁ください。

それから、6番目、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業、決算概要52ページです。鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業で、令和4年7月に策定をされた鳥飼まちづくりグランドデザインに基づいて、実現に向けた取組が進められてきました。実現するための進め方で重要なのは協働になりますけれども、そのために、住民や地域活動団体が中心となって、何回もワークショップを行いながら、進められてきたと思います。令和5年度では、協働がどれほど進んできたかについて、担当課としての評価を述べてください。

次に、7番目、淀川河川防災ステーション等整備促進事業、決算概要52ページ、です。令和5年度に説明会を実施されています。そのことも踏まえまして、令和5年度における進捗の状況をどのように評価されているのかについて御答弁ください。

8番目、男女共同参画推進事業、決算概要56ページです。第4期摂津市男女共同参画計画推進管理シートを作られていると思いますが、そういう管理をしっかりされていることについては評価をしておきたいと思います。その中で、各種審議会等への女性の参画率、それから、採用した職員に占める女性職員の割合、そして、管理的地位を占める女性職員の割合、これは、

先日も議論になりましたけども、男性の育児休暇取得率について、令和5年度ではどのように評価をされているのかを御答弁ください。

5番目に、府知事及び府議会議員選挙事業、決算概要66ページになります。この中で、投票立会人の報酬が142万7,500円とされています。これは、自治会などから選出をされております。報酬を時給にするとどれぐらいになるのかを御説明ください。

次に、10番目、常備消防費について、決算概要128ページになります。事務報告書では、令和5年度99名体制となっていますけれども、欠員等を入れると、実際は何人体制でやられているのかです。また、消防隊を4隊体制にされていると思いますけれども、業務が大分増えてきている中で、人員配置について、担当課としての評価をお聞かせください。

11番目、指令・通信事業、決算概要130ページです。令和6年度より広域の通信業務を始めるに当たりまして、令和5年度より仮運用をスタートされています。トラブルなくやられているかと認識しています。我々も、見学に行かせてもらったり、その実態は確認をさせてもらってはおります。想定の範囲内で運営はされていると思いますが、改めて、令和5年度に仮運用をした部分について、どうであったのかを御答弁ください。

12番目、消防水利整備事業、決算概要130ページになります。防火水槽について、耐震工事が必要なものが以前にあったと思います。なかなか財政的に厳しいので先送りされてきたと記憶をしているわけです。事務報告書に記載がありますが、そこに数値が書かれていないので、一度、令

和5年度でどれぐらい耐震が終わったのかを聞いておきます。

13番目、応急手当普及啓発活動事業、決算概要132ページになります。令和5年度で大分増えたように聞いています。その辺の実態も踏まえて、令和5年度の実績を御答弁ください。

14番目、住宅用火災警報器の設置等についての状況です。状況調査について、行政経営戦略には、住宅用火災警報器や設置状況調査を行い、設置の促進及び維持管理について啓発活動を行うことで、市民の防火意識を向上したいと書いています。実際のところ、その実績について、どうであったのかを御答弁ください。

最後15番目です。消防設備の点検について、本市の消防本部ホームページです。違反建築物公表制度に該当する重大な消防用設備未設置の防火対象物を1件公表し、引き続き改善するように指導しているということでございます。どのような内容の改善命令になったのか、それから、住宅用火災警報器の設置状況調査のために1,079件を訪問されたとなっています。改善、取替指導を行ったものの件数とその内容、その後の経過も含めて、令和5年度の実績等について御答弁ください。

以上でございます。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 まず、質問番号1番、人事評価でございます。

令和3年度末に職員育成・行動基本計画を策定し、運用しております。その際、人事評価は変更をしておらず、乖離が発生しておりました。これを令和4年度に1年かけて、PTで議論を行いまして、令和5年度下半期から計画に沿った人事評価の項目に変更をしております。

大きな変更といたしましては、コンプライアンスの項目を加えております。これは、職員育成・行動基本計画の土台にコンプライアンス基本方針があるということで、そもそも我々地方公務員は、大前提として、法令を遵守し市民の信頼を高めなければなりません。当然備わっていないければならない項目も、あえて評価項目に入れることで、その意識を高める狙いがございます。

続きまして、質問番号2番、三つの事業の研修についてでございます。

委員がおっしゃいますように、詳細は事務報告書に記載のとおりではありますけれども、質問番号1の質問でもございました職員育成・行動基本計画では、それぞれの職員には、業務遂行、コミュニケーション、指導育成、政策形成といった求められる能力や、コンプライアンスを規定しております。その求められる能力を補うため、あるいは、伸ばすための各種研修の実施となります。

新たに実施しております労務管理研修は、管理監督者として安全配慮義務が課せられております。これまで、弱い部分であった病気休職者への対応を含めた研修として追加しておりまして、上位職位の職員から順次研修を実施しております。また、係長昇任から2年間は、特に重要な時期と考えております。したがって、この時期に例えば、新任課長には部下育成や段取り力、あと、人事評価研修を、それぞれ実施しております。効果が測りやすいといいますか、庶務実務研修につきましては、総務課、財政課、会計室の職員が講師となつて実務を学ぶ研修を実施しておりまして、物事を基本から学ぶ内容となっていることから、職員の身になっているものと考えております。

続きまして、質問番号3番、公益通報制度についてでございます。

この制度は公益通報者保護法に基づいて、市職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持、市政運営に係る適正の確保に資することを目的として、内部通報制度を設けております。具体的には、市についての法令違反行為や公益に反し、または公正な職務を損なうおそれのある行為を、市に通報できる制度となります。

通報者の範囲としては、市職員、指定管理者及び市からの業務委託事業者の従業員等々となります。

通報窓口は、内部として人事課で外部として公益通報対応業務担当弁護士があり、決算書に記載の委託料は、この外部公益通報窓口に係るものとなります。

なお、法改正によりまして、実名による通報から、匿名による通報も可能としております。

通報の流れとしましては、通報がありましたら、受理を行い、調査を開始します。調査が終わりましたら、是正措置等を行って、必要に応じて通報者のフォローアップを行うという流れになります。特に、気をつけなければならない通報者が通報を行ったことに対して、免職や降任などの不利益を受けないように、規則にて定めております。

以上でございます。

○野口博委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号4番、シティプロモーション戦略についてお答えします。

シティプロモーション戦略の目的として、一つ目、産官学民連携による魅力発信、魅力づくりにより、市民の摂津市への愛着や誇りを醸成すること、二つ目、摂津市の認知度や、イメージを向上し、協働人口を

増加させることを掲げておりました、市民、企業、団体、大学などと連携し、本市の魅力づくりを行い、シティプロモーションサイト「& s e t t s u」やSNSを活用した情報発信、イベントの開催などを行いつつ、展開をしてきております。

このシティプロモーション戦略におきまして、令和7年度を最終年度とします四つの目標値を設定しておりました、ホームページアクセス数につきまして、月平均40万800という目標値に対しまして、令和5年度に42万6158となっております。また、SNS利用者数につきまして、5,000という目標値に対し、令和5年度に3万3,719となっております、いずれも達成をしております。

市外住民のブランド要素の認知度、市外住民の摂津市への来訪経験の二つの目標値につきましては、次期戦略策定時のアンケート調査において、達成状況を確認することとしております。

続きまして、質問番号5番、ふるさと応援寄附金についてお答えいたします。

令和5年度に株式会社さとふるへ、ふるさと納税ポータルサイトに係る委託料795万5,383円を支出しておりました、寄附金額の総額につきましては580件の御寄附をいただき、1,814万8,000円でございます。令和4年度に比べまして61件、550万2,000円の増となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 6番目、令和5年度ではどの程度、協働が進んでいるのかという御質問だったと思います。

鳥飼まちづくりグランドデザインを実現していくための進め方においては、協働

は、委員がおっしゃるとおり、重要なキーワードだと思っております。重要なキーワードであるからこそ、協働のまちづくりは、一朝一夕に進むものではないとも感じております。

淀川わいわいガヤガヤ祭では、鳥飼まちづくり応援隊を結成して盛り上げていただいたり、南摂津駅前では、にぎわいのイベントを開催していただいたり、今年度実施した鳥飼ワン！ぱーく万博では、令和5年度から進めている淀川河川敷のにぎわいに関するワークショップのメンバーが中心となった実行委員会をつくっていただいて、そこが主体となって実施しております。

このイベントも一緒に河川敷を盛り上げようという仲間がいなかったら、成立できなかったイベントとなっております。このように鳥飼まちづくりグランドデザインを、今、進めている中、鳥飼まちづくりグランドデザインに賛同して、協力してくれる方も出てきております。協働のまちづくりに向けては、今そういった仲間を増やしている段階だと感じております。

続きまして、次、7番目、河川防災ステーション等整備促進事業の令和5年度の進捗についてです。先日、塚本委員への御答弁で申し上げましたように、令和5年5月21日に、国との合同で住民説明会を開催しております。用地買収につきましては、国と連携しながら、関係地権者の方との交渉を進めているところであります。避難所の在り方に関する調査・研究につきましては、令和5年度は、防災危機管理課となっております。鳥飼地区まちづくり担当としましても、令和4年度同様に、障害者をはじめとした避難行動要支援者の方々や多様な人のための避難に関する検討を行っ

ておりまして、災害時避難行動要支援者に対応した避難所の在り方の指針案を、防災危機管理課と一緒にまとめて取りまとめを行っております。

以上でございます。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 質問番号8番、男女共同参画推進事業の進捗管理シートに関する御質問のうち、各種審議会等への女性の参画率の評価についてお答えいたします。

令和5年度の各種審議会等への女性の参画率は34%で、前年度と比較して、ほぼ横ばいとなっております。委員会数に対する女性の参画数を見ますと、91.3%を占めており、ほとんどの組織に何らかの形で、女性の参画があると認識しております。また、市の審議会等への女性の積極的な参加に向けて、女性人材登録制度を設けております。男女共同参画センターで実施しているウィズせつつカレッジにおいて、男女共同参画の視点を持った活躍できる人材を育成し、その修了生のうち、8名が女性人材リストに登録をされました。

さらに、この女性人材登録リストを各課に情報提供したところ、2名の登用が報告されております。これにより、一定の効果はあったのではないかと、考えております。

また、人材登録につきましては、名簿の周知を含めて、今後も引き続き積極的に啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、質問番号8番の中で人事課に係ります部分にお答えいたします。

まず、採用した職員に占める女性職員の割合ですけれども、令和5年度は73.

7%でありまして、令和4年度と比較して26.5ポイント増加しております。管理的地位に占める女性の割合は、令和5年度は20.6%であり、令和4年度と比較して0.1ポイント増加しております。

男性職員の育児休業取得率は、令和5年度は60.7%であり、令和4年度と比較して26.2ポイント増加をしております。いずれの項目も、令和5年度は、令和4年度と比較をすると、割合は増加しております。先日の塚本委員への答弁でもさせていただいておりますけれども、働きやすい職場づくり研修の実施なども、一定の効果があったのではないかと考えております。これが一時的なものにならないように、今後も引き続き、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 質問番号9番、投票立会人についての御質問にお答えいたします。

投票立会人は、有権者の代表として、投票所での投票が公正に行われるよう、投票事務全般に立ち会っていただく重要な役割を担っていただいております。

期日前投票におきましては、明るい選挙推進協議会会員と公募により選定をいたしております。当日の投票立会人につきましては、自治会に推薦をお願いしております。それが難しい投票所につきましては、公募立会人から選任をいたしておるものでございます。

府知事及び府議会議員選挙におきましては、37自治会、69人の方に御協力をいただいております。

立会人報酬につきましては、日額1万900円でございます。また、時給にしてというお問い合わせでございます。投票立会人につ

きましては、公益代表として投票事務に立ち会っていただく役割を担っていただいております。報酬につきましては、労働に対する対価である賃金とは、性質面で異なるものではございますが、朝7時から夜8時まで13時間でございますので、時間換算いたしますと、838円相当額になるものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 樋口課長。

○樋口警防第1課長 質問番号10番、人員配置の質問にお答えいたします。

本市消防職員の条例定数は103名、実員は99名となっております。その中で、出動体制は指揮隊1隊、救助隊1隊、消防隊3隊、消防隊との乗替え運用を含めた救急隊4隊の体制を維持できるよう、人員調整を行っているところでございます。

近年、働き方改革に伴う男性職員の育児休業などもございますことから、出動体制の維持については、厳しい状況ではございますが、シフト変更等を行いながら対応しているところでございます。

消防力の維持・確保を図っていくためには、適切な定数管理を行っていく必要がありますことから、最適な人員数について、消防総務課と検討を重ね、関係部局と調整協議を行ってまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 質問番号11番、消防指令センターの仮運用はスムーズであったのかという御質問でございます。

仮運用は、119番回線の切り替え日から、令和5年度末までの間に行ったものでありまして、回線の切り替え、共同運用に伴いますトラブルは、おおむね想定の範囲内で行ってまいりました。

北大阪消防指令センターは、最新システムの指令台を備えまして、三つの指令センターが共同で指令業務を行っております。指令システムを移行するためには、119番回線の切り替え作業が、指令センターごとに3回必要でございました。3月8日には、吹田市、摂津市、18日には、豊中市、池田市、能勢町、あと27日には、箕面市、豊能町の回線が、それぞれ北大阪消防指令センターにつながりました。その都度、管轄区域が段階的に変化しましたので、携帯電話からの通報など、管轄がどこなのかということについては、確認にすぐく気を遣った次第でございます。

新しいシステムの操作や考えられるトラブルへの対処につきましては、非番日に行いました操作訓練、各指令員が自主的に操作訓練を行うことで身につけました。連絡先や事案に対する出動車両の違いなど、各市の独自ルールにつきましては、集約・調整するなど、各種の指令員がそれぞれに協働して課題に、解決に取り組んだ結果、大きなトラブルはございませんでした。

本市だけではなく、5市全体の指令員の努力のたまものと言っても過言ではございません。

以上でございます。

○野口博委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 質問番号12番、消防本部警備企画課に係ります御質問で、防火水槽の耐震工事の対応についてお答えいたします。

令和5年度現在、市内の公設防火水槽につきましては、事務報告書に記載のとおり、95か所でございます。

このうち65か所につきましては、既に耐震性の防火水槽となっているものでございます。残りの30か所につきましては、

耐震性能を満たしていないものになりますが、これらについての耐震化工事は実施していません。

現在の防火水槽の整備方針につきましては、行政経営戦略の進捗管理シートにも記載しておりますが、一定規模以上の民間施設の開発行為に対する設置指導であったり、大型の公共インフラ整備の際に、関係機関、関係各課と協議によりまして、年間に2基から3基程度ずつ設置されているのが現状でございます。

これらによりまして、公設・民間施設の耐震性防火水槽の配置状況につきましては、学校のプール、池、河川等々を含む消防水利で、市内全域をほぼ包含できているものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 質問番号13番、応急手当普及啓発活動事業の令和5年度での実績についてお答えします。

普通救命講習会の受講者数につきましては、3年連続で実施回数及び受講者数が増加している状況でございます。

増加の要因としまして、講習内容ですけれども、eラーニングといいますウェブ上での1時間聴講する事前の講習会を、令和3年10月より開始しております。その講習を受講しますと、講習会当日は1時間短縮しまして、2時間の実技を中心とした、より実践的な講習を実施しております。多数の受講者が室内での密接する場所で動画を聴講する感染リスクを避け、できるだけ広い空間での実技の実施など、感染防止に努めていることや講習時間の短縮が受講者増加の一因と考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 消防本部予防課に係ります2点の御質問にお答えいたします。

まず、質問番号14番、本市の住宅用火災警報器設置率状況調査については、春季・秋季全国火災予防運動実施に伴う啓発活動の一環としまして、年2回設置状況調査を実施しております。

令和5年度市内住宅用火災警報器の設置率は65%となっております。設置率の算出方法ですが、市内4万3,300世帯に対して、無作為抽出により、1,079世帯を調査した結果、設置率が65%になったものです。

続きまして、質問番号15番について御答弁申し上げます。

違反対象物公表制度について、平成31年4月、重大違反防火対象物に対して、市民等が不利益を被ることを防止する観点から、違反対象物公表制度が開始された制度です。重大違反防火対象物とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災警報設備が、消防法令上、設置義務があるにもかかわらず、未設置のある場合に、公表の対象となり、建物の利用者が自ら火災等の危険情報入手し、安心して建物を利用することができるよう、ホームページで公表するものです。

委員が御指摘のとおり、令和5年度、本市の公表件数は1件であり、摂津市火災予防条例第47条3の第1項の規定により、公表したものです。

建物の所有者及び占有者に対して、同条第2項の規定により、公表通知書にて通知した後、消防法令上必要な消防用設備等の設置をするように指導し続けた結果、令和6年5月に、設備の改修は終了いたしましたので、改修終了日をもって、ホームページから公表を取り下げております。

住宅用火災警報器の設置状況の改善、取替え指導についてです。先ほど、質問番号14番で御答弁いたしましたとおり、春と秋で合計2回、住宅用火災警報器設置率の調査を実施し、1,079件の戸別訪問にて、1世帯ごとに啓発用のパンフレットを配布いたしました。住宅用火災警報器の未設置の世帯につきましては、住宅用火災警報器の必要性を強く訴えるとともに、引き続き、小学校区の自主防災訓練や事業所等の消防訓練のときに、市民等へ機器の点検、電池の交換等、幅広く啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 2回目の質問をさせていただきます。

1番目の人事管理事業についてでございます。コンプライアンスの項目を追加されたということでございます。職員育成・行動基本計画推進委員会において、評価者及び被評価者の双方が納得できる能力評価につなげられるように、標準職務遂行能力のうち、参考となる行動例を整理して、職員へ通知をしたという項目が記載されています。職員育成・行動基本計画推進委員会について、どのように組織化されているのかということと、参考例を職員に周知したことに対して、どのような効果が現れたのかをお聞きしておきます。

それから、副主査級以下の職員の目標管理において、人材育成の観点から、より困難な目標に挑戦できるように、下期から難易度設定を開始したということでございます。この難易度設定とはどういったものなのか。また、その効果はどうであったのかについて教えてください。

三つ目に、各所属長へ能力評価及び業績

評価の評価結果に基づく定期昇給とか、勤勉手当への反映状況等を、情報共有を行ったということでございます。下期からこの下位評価を上位評価者が閲覧できるように変更したことも記載されています。どういふ目的で行ったのか、その効果はどうであったのかについて教えてください。

次に、2番目、階層別能力開発事業等についてでございます。それぞれ教えていただきましたけども、各部署における業務量について、非常に問題があることを、実は、先日、本会議の中で指摘をさせていただきました。それについては、業務量のストレスについてチェックをしているということで、答弁をいただいているわけでございます。職員が個々の能力を求められるのは、当然のことでございます。その業務を遂行する力をつけていくことは分かります。一方で、いろいろな課題があって、メンタルで休職している人も結構いらっしゃると思います。先日、塚本委員への答弁で3.9%という数字が出されておりました。課題は一つではなく、その人によって課題があります。これは、人間関係の問題が一番多いとおっしゃっていましたが、人間関係だけではなくて、本人の性格に合わないとか、いろいろあると思います。メンタルで休職している人に対する手当は、どうされているのかについて、御答弁ください。

次に、3番目、公益通報制度について、しっかりとされていることが分かりました。実際、令和5年度では、通報件数がどれぐらいあったのかということについて、あった場合はこんな対応になりますということでもいいので、御答弁ください。

次に、4番目のシティプロモーションでございます。事務報告書には載せていただいていますし、一つの指標として、ホーム

ページのアクセス数とか、SNSの登録者数が上げられているわけです。シティプロモーション戦略とは関係ない場面で、例えば、LINEの登録者数は、コロナが蔓延したので、その情報を得るために、登録者数がすごく増えました。このようなシティプロモーションとは違う場面での展開もあったので、3万人以上の登録者になりましたというのは、担当課が頑張った成果とはならない部分もあると思います。

イベントも様々なやられていることは、事務報告書に記載があります。例えば、電車の中吊り広告でPRしたとか、写真コンテストをやったとか、いろいろあります。私が感じていたシティプロモーションは、もっとダイナミックに摂津市の魅力を発信していくイメージをしていました。例えば、今、大きなプロジェクトである千里丘駅西口の再開発とか、阪急京都線の連続立体交差は一応ビデオを製作されています。PRをされているので、シティプロモーションの一部だと思いますが、もっと発信をしていくことが、必要なのではないかと感じています。高槻市は、お金がかかりますけど、モノレールに住みよいまち高槻とラッピングをしていたり、いろいろやっています。とにかくダイナミックさに欠けるのではないかと思ったりもしています。もったいないと思っているところもあります。例えば、JR沿線にある人間基礎教育の看板も一応シティプロモーションの一環でした。夜になったらライトアップされて、よく目立っていて、電車から見えます。昔、一定の期間で模様替えをして、千里丘駅西地区のまちづくりをPRしようという案もありましたが、実現することはありませんでした。そのような少しダイナミックなことを考えていくことも、大事だと思います。

す。もう一度、この看板をシティプロモーションの一つとして、利用することの考え方を聞いておきます。

それから、5番目、ふるさと納税についてです。増えてきたということでございますが、ほかの自治体も同じように、多くの返礼品があります。市内のいろんな事業者等に呼びかけをして、それを出されていると思います。先日もありましたけど、エビフライとか、コロッケなどがありました。なかなか数が少ないこともありますが、摂津市への思いを集めていくようなふるさと納税が、重要ではないかと思えます。一つはシティプロモーションも関連してくると思いますが、摂津市へ思いを寄せてもらうことを重視することについて、一度、考えを聞いておきます。

次に、6番目、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進についてでございます。様々な事業をやりながら、今、仲間を増やしているところであるとお話がありました。この五つのエリアの中で、住民説明会を、今までに5回開催をされています。住民説明会では、鳥飼まちづくりグランドデザインを共有するとともに、将来予測とか、取組の方向性の確認も行ったということでございます。それが、今、この居住性向上エリア（2-A）の部分では、地域のにぎわいの創出に向けた淀川河川敷の活用に関するワークショップを3回実施したということでございます。何度もワークショップを行いながら、仲間づくりといたしますか、協働のまちづくりを行ってきていることは、よく理解します。これだけ、今までいろんな取組を通してこられて、その中からさらに、これからの取組に向けて見えてきた課題があれば、教えてください。

このグランドデザインの実現について

は、長い時間が必要であり、実現に向けた適正な取組を確認して、その方向性を検証し、必要に応じて見直しが必要となるとされています。進め方については、ランドデザインの共有、住民との対話による将来予想の磨き上げ、実現に向けた取組検討や役割分担、それから取組実現となっています。現在は、どのような段階にあるのか。先ほど、令和5年度では仲間づくりとおっしゃっていました。令和6年度も半年を過ぎてきましたが、今は、どんな段階にあると考えられているか。また、実現までの長い時間は、10年単位になると思いますけども、どれぐらいの間隔で取り組まれていることなのかについても聞いておきます。

次に、7番目、淀川河川防災ステーションについてでございます。これも、先ほど、災害の件について、いろいろ取りまとめを行っているということでございました。防災危機管理課が調査委託を行った避難所運営研究において、障害者をはじめとした避難行動要支援者、多様な人のための避難に関する検討過程に同席をして、河川防災ステーション上部施設の災害機能の検討につなげることができたとのことですが、もう少し詳しく説明ください。

周辺の住宅の地権者は既に立ち退き等になっているわけですが、肝腎の土地について、まだ移転のめどがついていないと聞いています。交渉がどのようになってきているかについて、教えてください。

それから、河川防災ステーションの事業進捗については、国と綿密に連携を取りながら、組織のそごがないようにすると答弁をいただいています。今、国の進捗状況と本市の取組等の関係性がどうなっているかについても、御答弁をお願いします。

上部施設の利用について、多くは平常時の利用となるため、コミュニティ施設の計画をしていくことになっています。淀川河川敷との一体的な利用を考えた地域コミュニティの活動拠点とした機能面について、地元住民からいろいろ意見があったことを踏まえて検討を進めていくということでございます。淀川の利用方法について、ワークショップをされたり、いろいろ意見もあったと思いますが、具体的に今後どう進めていくことになるのかについても、教えてください。

次に、8番目の男女共同参画推進事業についてでございます。この第4期摂津市の男女共同参画計画進捗管理の中で、少し重要だと思うところについては、答弁をいただきました。例えば、審議会等について、参加率は34%、3割が目標であったということで、それは超えていることになると思います。なかなか難しい審議会もあると思います。例えば、地域防災計画を策定する策定委員は、充て職で入っていることから、どうしても割合が低くなると思います。

でも、こういう審議会においても女性の意見を取り入れていかなあかん。男女共同参画やから、女性も入れていかなあかんともあると思うので、そういうことについて粘り強く対応していただいているかについて聞いておきます。

それから、女性の管理職、確かに少ないですけど、私が市議会議員にならせてもらった20年以上前は、ほとんどいらっしやらなかったです。課長とか、課長代理もいらっしやらない。一人だけいてはったの見ましたけど、それ以外は、ほとんどいない状況から、今は随分増えてきたと実感しています。女性も頑張ってください、課長

職になっていただいていると、これは評価しておきたいと思います。その頃は、もともと女性職員が少ないということがありました。女性職員を、とにかくたくさん取らなアカンということが課題であって、今、随分女性の職員も増えてきました。管理職を目指す人も恐らく増えてきていると思うので、この流れをしっかりとつないで、目標達成に向けて頑張っていたいただきたいと思っています。

それから、男性の育児休業取得率は、なかなか進んでいない。休む側も、どうしても周りのことを考えてしまうというのがあります。まだまだ休みやすい風土にはなっていないところもありますので、頑張っで進めてほしいです。公務員は、率先して民間企業のモデルになっていく使命もあると思うので、そこもしっかりと進めていただきたいです。

男女共同参画推進のミッションは、何といても女性の人権尊重と女性に対する、あらゆる暴力の根絶が重要だと思っています。それが一番象徴的なのは、今ちょうどDVの防止月間をされていますけども、このDVの状況とか、相談状況について、市内でどのようになっているか聞いておきます。

次に、9番目です。投票立会人の報酬を時給にすると、838円だとおっしゃっていました。御存じのように、大阪府の最低賃金は1,100円を超えています。そういうことを考えると、投票立会人の人選に苦戦をされている一つの理由ではないかと思っています。最低賃金を割らないぐらいの報酬に、引上げができるものあれば、上げていただきたいと思っています。

一方で、同じように投票事務をやっている中でアルバイトの方もいらっしゃいま

す。受付とかやっていたらっしゃる方は、超過勤務手当分をもらってはるわけです。あまりにも差があり過ぎるのではないかと思うわけですが、このことについて、一度お考えをお聞きしておきます。

それから、話は少し変わりますが、期日前投票についてです。市役所、それからフォルテ摂津で何日間か行われています。それから、鳥飼地域でも、行われていますけれども、そのときに、この期日前投票に向かう市民をターゲットにしたような選挙運動が、最近活発になってきました。昔はそういう思考がなかったのですが、最近は、市役所の入り口の駐車場のところにずらっと並んだり、裏の階段のところに並んだりとか、見苦しいような選挙活動がされていることがあります。あと、フォルテ摂津の2階の連絡通路のところにも、エレベーターに向かわれると思われる市民へ直接声をかけていることもあります。やり過ぎではないかと思うような選挙活動が見受けられました。ひどい場合は、フォルテ摂津のエレベーターの前までついていく。エレベーターの前に行くと、私有地に入るから違反になってしまいます。これは、漁師が仕掛けをして、魚を待ち構えているようなもので、行き過ぎているのではないかと思います。このモラルの問題について、選挙違反ではないけれども、もう少し何か規制をかけるとか、そういうことができないものかと思うわけです。選挙管理委員会の意見として、いろいろ苦情が今まであったと思いますけど、そのことも踏まえて、見解をお願いします。

次、10番目の常備消防の職員体制について、99名体制でも恐らくかつかつでやっていたらっしゃると思います。先ほどあったように、育児休暇で休まれる際、かつか

つですと、育児休暇を取りにくくなるわけです。自分が休んだらどうなるんやと思うわけです。誰かに迷惑がかかるとなると、もう休めなくなることもあると思います。なので、あまりにもきつきつでやると、そういう弊害が出てくると思っています。それから、メンタルの病気になったときには、また、誰かがそれを埋めていくということになります。そういうことも踏まえて、人員体制は考えていかないといけません。

もう一つ、今年1月に大地震が発生して、ここへもまた援助隊を派遣されています。そうすると、誰かがその分を埋めていくことになり、体制を変えていくことになると思います。

報告書の中では、おおむね計画どおりに職員の派遣ができたと書かれていますけれども、この余裕のない人員の中で、業務の振り分けをされたと思いますから、無理はなかったのか。もう一度、このことを聞いておきます。

先ほどあったように、どんどん救急の案件が増えてきて、6,000件を超えるような救急案件が出てきているということです。救急隊を組替え、4隊にされているということです。例えば、千里丘出張所も、消防の出動があると思いますけども、救急の出動も圧倒的に多いとなっています。これはこれでいいことかもしれませんが、そういう意味でも、かつかつの陣容で運営していると、いろいろしわ寄せがあったりとか、いざというときに余裕がなく、対応ができないとなってしまいます。もし、市内で災害があったときは、さらに、この体制が厳しくなるだろうと思うわけです。人員不足について、なかなか言いにくいかもしれませんが、この際なので、担当課に聞いておきます。

次に、11番、指令・通信事業です。これは、本当に頑張っていて、努力していただいて、速やかにスタートしていただいたことについては、本当に、高く評価したいと思います。見学に行かせていただきましたけども、各市の消防の人が入り乱れて、それでもちゃんと分かるように表示をされていて、どこの出張所には、救急車が何台待機してるとか全部分かるようにされているのは確認しました。広域の指令業務で、今、5市2町でやっていらっしゃいます。北摂で言うと、あと2市1町が外れているわけです。茨木市と高槻市と島本町は、別々でやっていますけど、どこかで合流していくという可能性は探られているのかについて、教えてください。

それから、もう一つは、はしご車の広域連携が課題と書かれています。はしご車は、特に、摂津市みたいに小さいまちは、他市との共有で持ったほうが良いような規模の市なのかも分かりません。前回の更新のときに、2億円ほどでしたか、すごい金額がかかっていました。あと何年かで、更新の時期を迎えると思いますが、このはしご車の共有について、どういう方向性を持っているのか。また、もう既に協議が始まっているのか、そういうことがあるのかについて、御答弁をお願いします。

次に、12番目の消防水利関係です。防火水槽の耐震化という話で、先ほど、担当から、年に二、三か所の開発等によって新しい防火水槽が設置をされているということでした。あと、市内全域で学校のプールとか、池とか、いろんなものを合わせて、大体カバーできるところまで来ていますということでございますので、安心をしたいと思います。南海トラフ大地震が発生したとき、被害想定として断水は1日となっ

ています。その中では、1日で大体復旧することになっています。少なくとも1日は、火災が発生したときは、防火水槽を使わないと水が出ないという状況になります。市内全域でカバーできているということは、非常に大事なので、そのことはしっかりチェックをしながら、不要になった防火水槽については、解体というのでも出てくるかも分かりません。しっかりその辺はチェックをして、災害のときには、しっかりカバーできるようなことで、これはちゃんとしていただきたいと思います。これは要望とします。

次に、13番目の応急手当等についてでございます。先ほど言われたように、eラーニングを活用されていまして、私も普通救命講習を受けましたけども、その証明書を持って行くことで、時間が大分短縮できるということもありますから、受けやすくなっていることは評価したいと思います。これは、非常に重要なことで、こういう人をたくさん増やしていくことが、災害に強いまちにしていくことにつながっていくのは間違いないので、普通救命講習者をどんどん増やせるように、今後も努力をお願いしまして、要望としておきます。

次に、14番、住宅用火災警報器の設置状況について、65%ということで、まだまだ課題があると思っています。これは2006年6月に、新築住宅については、設置義務化がされているので、それ以降の新築住宅は全部ついていきます。そして、2011年6月からは、既存の全ての住宅にも設置義務化がされたので、ここから、今、言ったようにスタートしているということです。全体把握は多分されていないと思います。大体65%と思いますが、特に、高齢者の家では、取り付ける人がいない、高

いところに上がってつけられへんということもあって、なかなかつけにくいことがあります。また、既につけてても10年が過ぎていて、電池が切れていることも、課題としてはあると思います。電池替えをせなあかんことがあると思います。

今は、耐震と同じように、建て替わっていくことによって、さっき言ったように、新しい家は設置が義務になっていることから、設置されます。全国的に火事になると、亡くなっているケースが多くありますから、そうならないため、逃げ遅れないために、設置をしないとイケません。これからもぜひとも粘り強く、対応していただきたいということを、お願いしておきます。これも要望でございます。

次、消防設備点検について、住宅火災用設備ではなくて、自動火災報知機設備のことを聞こうと思ったのですが、勘違いしていました。自動火災報知機も、一定の規模の建物についてはつけないといけなくなっています。つまり設置義務があります。先ほどついていないところがあったときには、名前を公表するというので、重要な設備の一つであります。ところが、点検義務もあるんです。年に1回は、必ず点検をするとなっていますが、古くなってくると、よく誤作動します。突然鳴り出して、消防隊が出動して、誤作動でしたということはよくあります。特に、雨が降ったときとか、湿度の高いときによく誤作動になるとおっしゃっていました。これを改善する方法は、何かないのかと思うわけですが、古くなったものについて、新しくしてもらえたら一番いいんですけども、費用がかかりますので、何か対策があれば、御答弁をお願いします。

以上です。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 質問番号1番、人事評価でございます。その中で5点ほど、御質問があったかと思えます。

まず、職員育成・行動基本計画推進委員会とは、どのような組織かについて、職員育成・行動基本計画の進行管理、研修計画の策定等について、調査を検討するためということで設置をしております。

構成としましては、おおよそ各部の庶務を担当する課長で構成しております。

次に、参考行動例を周知したことの効果についてでございます。職員育成・行動基本計画に基づく人事評価をするに当たりまして、課題としまして、職位ごとに求められる能力を、そのまま評価項目にいたしましても、役割、行動はあるものの、評価という具体的な人材育成ツールとするには、抽象的な部分がありました。

そこで、各職員に求められる標準的な行動を、参考行動例としてまとめております。ここでは、例えば、課長級では、100の参考行動例を明記しておりまして、自らの職位が行う行動を見直すことができるとともに、部下への指導におきましても、この職位に照らした参考行動例を確認することで、指導を行っている例もあると聞いております。

人事評価は、評価することが目的ではなくて、あくまで人材育成のツールですので、引き続きこの運用を進めてまいります。

それと、難易度についてです。難易度は、その目標の困難度をA、B、Cの3段階で表記をしており、難しい目標、困難な目標であるほど、その達成に報われるといいですか、点数が高くなるという仕組みとなっております。副主査以下に目標の難易度を導入した効果についてですけれども、各課

の業務が多様化あるいは高度化する中、副主査以下の職員におきましても、これまで以上に困難な業務を担うケースが増えてきています。こうした状況を踏まえまして、より困難な業務に取り組む職員に対する適正な評価を実施し、職員のさらなる主体的な業務遂行を促すため、副主査以下の職員に対しても、難易度設定を導入しております。

難易度設定を入れることで、所属長による面談におきまして、意識の乖離を埋める効果や、副主査以下の意識が垣間見える効果もあったと考えております。

あと、下位評価を上位評価者が閲覧できることについてです。これまで課長級以上の職員に対する能力評価におきましては、上位評価の補完を目的に下位評価を実施してきました。

ただ、その結果については、人事課だけが確認するという制度となっておりました。例えば、上位評価者である部長級が、自分の部下である課長級が、その部下からどんな評価を受けているのかを確認することが、そのマネジメントの一助につながると考えまして、上位評価者が、この被評価者の下位評価を確認できる制度に変更しております。

続きまして、質問番号2番、休職者への対応ということでお答えさせていただきます。病気休職の職員がいる課におきましては、職員復帰支援制度といったものを、所属長が中心となって進めてもらっております。この制度は、所属長、人事課が連携することはもちろんのこと、主治医や産業医の指示を仰ぎながら、職場復帰を目指す制度でございます。この職場復帰支援制度ですけれども、例えば、療養開始期、療養専念期、職場復帰準備期、職場復帰検討

期とか、こうしたものを設けておきまして、その状況によってフェーズが変わる仕組みとしております。これにより、特に、休職した本人、労務管理の責任者としての所属長、ここの連携が密となり、職場での受入れが円滑に行われると考えております。

あと、質問番号3番、公益通報制度についてでございます。令和5年度におきまして、本制度を利用した通報は、ゼロ件でございました。

以上でございます。

○野口博委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号4番、インパクトのあるシティプロモーションについてお答えいたします。

千里丘駅西地区の再開発、人間基礎教育は、インパクトのあるシティプロモーションになると認識しております。千里丘駅西地区の再開発における工事現場を囲う仮囲い、いわゆる万能堀や千里丘駅等に設置の看板を活用したインパクトのあるシティプロモーションについて、関係課と連携し、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号5番、ふるさと応援寄附金についてお答えをいたします。

事業者への丁寧な戸別訪問などによる事業者の新規開拓を行うとともに、体験型返礼品について、既に提供しております「万博夜空がアートになる日」花火鑑賞のほかのものの検討を行いたいと考えております。

そして、より多くの方々に摂津市を応援していただけるよう、市ホームページや市外イベントを活用したシティプロモーションについて、他市の先進事例を参照し、本市でできることを考え、力を入れてまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 6番目の2回目、グランドデザインの令和5年度の取組から見えてきた課題についてです。

1回目の質問にもあったように、鳥飼まちづくりグランドデザインでは、市民との協働がどこまでできるかが、成功の鍵になってくると考えております。市民の方々が自発的に何かやってみたいと思えるような市民活動の支援だったりとか、環境整備が必要ではないかと実感したところですので、このような支援体制についても、検討が必要かと感じております。

また、若い世代の方々が説明会とか、ワークショップへの参加が少ないということもずっと課題です。これにつきましては、昨年12月に南摂津駅前広場で開催された、むすんでひらく文化祭でアンケートを取っておりまして、こちらのアンケート結果が参考になるので、紹介させていただきます。アンケート結果を分析いたしますと、このイベントは、若い世代の参加率が、非常に高かった結果となっております。回答していただいた方の90%が年齢30代、40代の方となっております。

アンケートの中で説明会とか、ワークショップについては、参加はしたいけれども、忙しくて参加できないという声が、非常に多い結果となっております。

理由としましては、30代、40代の方は、子育てとか、仕事とか、そういったことで忙しくて、なかなかまちづくりに参加したくても参加できないということが見えてきております。子育てや仕事に忙しい30代、40代の方も、自分たちの住んでいるまちづくりには興味は持っているということも見えてきております。けれども、なかなか時間が取れないという姿も併

せて見えてきておりますので、どのようにすれば、もっとまちづくりに興味を持っていただいて、忙しい中でも、まちづくりに参加してもらえるのか。これに向けた仕掛けづくりが、今後の課題となってくると考えております。

続きまして、グランドデザインは、現在どの段階にあるのかと、また、実現に向けてどれぐらいかかるのかといった御質問だったと思います。

これまで、居住性向上エリアのAエリア、Bエリア、Cエリア、企業と住民の共存発展エリア、田園エリア、人と物が集まるにぎわいエリアでの説明会の実施や、将来予想の具現化に向けたワークショップについても、居住性向上エリアAで開催しております。グランドデザインの共有から、将来予想の磨き上げが終わって、実現に向けた取組の検討を開始しているエリアが出てきているという段階となっております。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、先ほど長い時間がかかるとおっしゃられました。確かに、子や孫の世代の将来を見据えた中長期的な視点から、将来予想という将来の目標を提示しつつ、それを実現するための現時点での地域課題及び課題解決に向けたハードとソフトの両面からの取組の方向について、長期、中期、短期と時間軸を定めながら取りまとめたものとなっております。引き続き、将来予想の実現に向けた具体的な取組については、解決すべき課題の緊急性等を考慮しながら、短期、中期、長期の視点からめり張りをつけて、検討を進めて、鳥飼地域が、全体が活性化するように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、7番目の2回目、避難所の在り方の報告書が、どのように水防センタ

一の検討につながっているのかについてです。水防センターは、広域避難が難しい障害者とか、高齢者などの避難行動要支援者の皆様に対して、身近な場所に浸水しない、一時的であっても避難できる場所として整備していくこととしております。

避難行動要支援者が円滑に避難できて、滞在中の生活の質が確保できている避難所の在り方として、令和4年度より、大阪大学の大学院と検討を進めております。令和5年度は、避難所の在り方に関する研究が取りまとめられておりまして、本調査報告書を踏まえまして、令和6年度は、水防センターの庁内検討チームによる検討を進めております。災害時機能については、避難行動要支援者の方が円滑に避難でき、滞在中の生活の質が確保できている避難所の災害機能について、今、検討を進めております。

続きまして、河川防災ステーションの地権者との交渉についてです。地権者との用地交渉の関わり方につきましては、河川防災ステーションの整備は、国事業であることから、用地業務は淀川河川事務所の用地課で対応されています。本市は、地元市ということで、その用地交渉がスムーズに進むように、国と連携しながら、関係権利者との用地交渉に向けた補償協議を進めているところであります。委員が言われていた個別の用地交渉の進捗状況につきましては、個別の事案となりますので、お答えを差し控えさせていただきます。

続きまして、国との連携についてです。河川防災ステーションの整備に向けては、国では、令和5年度は既存の水路とか、堤防横道路の取扱いについて検討を行っておりまして、市としましても、関係各課とともに、地域の要望等を踏まえて、国と協

議を行っております。

続きまして、地元住民から聴取した意見を踏まえて、どのようにワークショップ等で検討を進めていったのかについてです。河川防災ステーションは、災害時の機能だけでなく、平常時についても、地域のにぎわいとか、暮らしやすさに資する利用方法について、淀川河川敷の活用と合わせて、住民などの意見をお聴きしながら検討を進めております。

令和5年度は、鳥飼まちづくりグランドデザインでの居住性向上エリアAの課題解決に向けた取組の方向性と淀川河川敷の地域のにぎわい創出や、多様なライフスタイルを支える場としての活用を推進します。ここに基きまして、住民の皆様とワークショップを実施しており、河川防災ステーション及び水防センターと鳥飼地域の重要な地域資源である淀川河川敷が一体となったにぎわい創出について、協働して、魅力あるにぎわいが創出できるように、検討を進めております。令和5年度で実施したワークショップの中では、河川敷でのイベントが必要だという声が非常に多かったことから、ワークショップのメンバーを中心に、令和6年度は、万博の6か月前イベントに関連づけていって、河川、淀川河川敷のにぎわいの創出につなげていくためにやってみようとなりまして、実施に向けて取り組んだところです。

以上でございます。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 それでは、審議会への女性の登用についてお答えさせていただきます。

委員がおっしゃるとおり、団体推薦や充て職によって、男性委員の登用に偏ってしまう場合が、多く見られるとっております。

す。推薦元になる団体への女性の参画状況が影響しているかと思うのですが、そういったことを念頭に置きながら、可能な範囲で偏りのない人材登用ができるよう、人材名簿制度の周知等の機会を見て、呼びかけていく必要もあるかと考えております。

続きまして、女性問題相談の状況についてお答えいたします。

相談につきましては、主には、男女共同参画センターの中に設置しております女性のための相談室で、DVを含む女性の様々な悩みについて、電話や面談でお話をお聞きする総合相談がございます。そして、フェミニストカウンセラーによる面接相談、さらに、女性弁護士が女性の立場から法律上の問題にお答えする法律相談の三つの相談を実施しております。これら三つの相談を合計した件数と、うちDVに係る件数の過去3年間を比較いたしますと、令和3年度合計767件のうち、DVが126件、令和4年度は922件のうち、DVが228件、令和5年度は775件のうち、DVが195件となっております。令和4年度が突出して多くなっている状況でございます。

また、令和4年度以降は、DV相談の占める割合が25%を超えまして、増加傾向にあります。

また、必要に応じて相談の中では、緊急一時保護であったりとか、DV証明書の意見交付、もしくは、住民基本台帳の閲覧制限の意見書等々、対応しております。相談内容も複雑・多様化しておりますことから、担当課だけではなくて、関係機関との連携がますます重要となってくると考えております。特に、女性支援法の施行によりまして、大阪府女性相談センターとの連携も、さらに強化されたことから、相談者に寄り

添ったきめ細やかな相談体制を、今後も心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 質問番号9番、立会人報酬についての御質問にお答えをいたします。

先ほど、1回目の御質問におきまして、報酬につきましても、賃金と性質面で異なると申し上げました。

ただ、そうは言いましても、自治会の皆様方には、投票事務の公平を確保するために、長時間にわたりまして、また、暑さ・寒さの厳しい中、非常に御苦勞をおかけいたしておりまして、御協力に感謝をいたしております。

投票区内に複数の自治会のあるところにつきましても、ローテーションをお願いをいたしましたり、長時間の立ち合いとなることから、前半・後半の半日交代で対応いただくこと、また、自治会加入率の減少により人手不足といったこともお聞きしておりますので、立会人の公募制度なども活用いたしまして、少しでも負担を軽減するよう努めておるところでございます。

投票立会人等の報酬額につきましても、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律という国の選挙の執行に係る報酬の基準額を定める法律がございまして、その国基準額に合わせておるものでございます。

なお、当日のアルバイトの方につきましては、本市では、会計年度任用職員の方をお願いしております、基本単価といたしましては、確か1,139円、規定に基づく金額とさせていただいております。

今後につきましても、国が物価高騰等の

影響等を踏まえまして定められます報酬額を基に、地域の皆様に御理解、御協力をいただきながら、最小の経費で最大の効果が得られるように、選挙事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、期日前投票所付近での選挙運動についての御質問にお答えをいたします。

公職選挙法におきましても、候補者や政党、その他の政治団体、選挙人が遵守すべき様々な規定が設けられております。これらの規定は、選挙の公平性や透明性を確保するために不可欠なものであり、法令を遵守することが、選挙活動の大前提であると考えております。選挙運動につきましても、候補者が自らの政策や理念を有権者に訴える重要な活動ですが、その実施方法には制約も設けられておりまして、その範囲内で行われる必要がございます。

選挙管理委員会といたしましても、個別の事案につきましても、過去の裁判の判例であったり、法律の逐条解説を参考にしたり、また、大阪府とも協議をして対応いたしておるところでございます。

なお、法令に違反しているかどうかの判断は、取締り機関であります警察が行うこととなりますので、そういった場合は警察に報告をいたしまして、対応をお願いすることとなります。

また、選挙運動におけるモラルの問題との御指摘もございました。選挙運動におきましても、有権者の投票の自由を妨げないよう配慮いただくべきものであると考えております。今後におきましても、立候補予定者の説明会であったり、立候補の受付などにおきまして、選挙運動に関するルールについて、しっかりと周知をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 質問番号10番の2回目のお問い、災害派遣時の人員体制についてお答えいたします。

御質問の中で委員からもございましたが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震に、1月5日から1月21日までの間、延べ4名を緊急消防援助隊の大阪府大隊後方支援小隊として人員のみを派遣いたしました。

このような災害派遣中の消防本部内の人員体制ですけれども、隔日勤務者、毎日勤務者の区別をなくしまして、全職員で不足する部分をカバーするという体制を執っております。

能登半島地震での派遣中につきましても、全職員の協力の下、業務に支障を出すことなく、乗り切ることができたものと考えております。

参考までに、現在の緊急消防援助隊への出動部隊の編成につきましては、各消防本部の職員数や規模などを考慮していただいて、複数部隊を同時に派遣することは、配慮されるような体制となっておりますので、登録部隊の全てが出動するという事態にはならないものと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 林副理事。

○林消防本部副理事 さらなる広域連携についての御質問でございます。

更新時期でございますが、5年目をめどに行います更新といいますのは、中間更新と呼ばれるものでして、24時間365日ずっと動いております指令台のパソコン本体、このような消耗機器を交換する時期でございます。システム全体の更新につきましては、10年をめどに更新が推奨され

ております。

北摂地域では、現在、高槻市、茨木市、それから、島本町が単独で指令業務を行っておりますが、令和7年度から、高槻市と島本町が共同運用を開始するということが決定しております。

システムの更新や、共同運用の時期につきましては、このシステム更新というところが大きく関わってきます。ですので、高槻市の更新時期に合わせて、島本町が乗ったということも、今回ございました。令和6年4月1日付、国からの通知でございます。市町村の消防の連携協力の基本方針の一部改正というのがございました。消防の連携協力を推進する期間が、令和11年4月1日まで延長されましたことから、指令センターの共同運用につきましても、大阪府を含めて、協議は活発化する可能性がございます。広域連携をしたほうが、本市的には、財政的にも応援を受けるという点でも有効であるという考えはありますけれども、運用面におきましては、構成市町が増えますと、その分複雑になる部分がございます。この辺りは、現在共同運用を一緒に行っております他市の意向も含めながら、また、茨木市の動向を見極めながら、そして、高槻市・島本町が令和7年度に新しい指令システムを更新するところも含めまして、適切な時期を見極めて、協議していきたいと考えております。

それと、はしご車の広域連携についてでございます。本市はしご車の更新時期が令和8年度でございますので、この時期に合わせて、吹田市と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 質問番号15番目の2

回目の御質問に御答弁申し上げます。

委員が御指摘のとおり、雨が降った後、湿気などで、感知器が誤作動を起こし出動したケースが多々ございました。令和5年度では、自動火災報知機設備の誤作動により、出動した件数は71件ございました。自動火災報知機設備の誤作動を起こした防火対象物については、出動した消防隊から所有者、または管理者へ連絡し、不具合のあった設備について、再点検を依頼し、維持管理をお願いしておるところでございます。

改善策としましては、本市消防本部予防課が、出動した防火対象物が設備点検を実施しているかどうか確認し、未点検の場合は、関係者へ早急に点検や機器の交換等の指導を行い、引き続き、防火対象物の関係者等による防火安全体制の確立を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 3回目、これで最後になりますので、よろしく申し上げます。

まず、1番目、人事管理事業です。いろいろ細かいところを教えてくださいました。それぞれの取組において効果があったということで、能力が向上する、また、モチベーションが上がるきっかけになったかもしれません。このように人材育成をする一方で、血の通ったといたしますか、心の通った観点を絶対忘れんと、相手が人であるということは、大事にしていきたいと思っております。そこをなくすと、心の病気につながることもあります。しっかりとそういう観点を持った上で、人材育成をしていただきたいということを、お願いしておきます。要望です。

次、階層別能力開発事業です。最近の子

供は、育ち方が影響してるかも分かりませんが、コミュニケーション能力がどうしても下がっていることが問題視されていることもあります。そういうことが影響してる可能性もありますけども、その時代に合った、しっかりとしたフォロー体制を取っていただきたいということを、要望しておきますので、お願いいたします。

それから、3番目の公益通報制度は、令和5年度はゼロ件であったということでございます。通報しやすい環境を整えながら、謙虚にそういうことについては受け止めながらやっていただきたいと思っておりますので、これも要望しておきます。

4番目、シティプロモーションの関連で、検討いただけるということでございますので、できることは、とにかくどんどん提案をしながらやっていただきたいと思っております。千里丘駅西地区再開発事業とか、阪急京都線連続立体交差事業と言いましたけど、それ以外に、今やっている鳥飼まちづくりランドデザインも、取組としてはシティプロモーションに値すると思っております。これも何かの形で、大きくPRすることを、ぜひとも考えていただきたいということで、これも要望としておきます。

次に、5番目、ふるさと納税です。これも、様々に返礼品について工夫を凝らすということで、体験型のものを取り入れないかとか、そういうことも検討していただくということでございます。それプラス、摂津市にゆかりのある方が、摂津市を応援したろうやないか、こういう思いを募らせるようなふるさと納税も目指していただきたい。その中には、今、言ったように、シティプロモーションの中で、今、摂津市はこんなことに取り組んでいますということもPRすることも、応援しようやないか

という気持ちにつながっていくと思います。何かシティプロモーションとふるさと納税も連動させるような思いで、取り組んでいただきたいということを、お願いしておきます。要望です。

次に、6番目の鳥飼まちづくりグランドデザインについて、様々に取組をしていただきながら、前に進めていっていただいているのは、報告書を見てもよく分かります。先ほどの答弁でも分かりました。

これから、まだまだ長い道のりになっていくと思いますし、協働が一つのキーワードになってくると思います。その中で非常に悩ましい問題として、摂津市はどちらかというと、協働の主体は、地縁組織が主体になっていることが多いです。自治会を中心にしたような地縁組織を相手にしていることが多いですが、その地縁組織がどんどん衰退していったのが、大きな悩みだと思います。だから、それはそれで何とか維持していくことも努力をされています。けれども、地縁組織とは違う組織も育成をしていくことも大事だと思っています。

そういう意味では、そういう市民活動団体も踏まえた協働へと進めていくという地縁組織とのバランスが大事だと思います。今後も、ある意味では、そういう市民活動団体を育成するような思いも持って、そういう取組を踏まえて、このグランドデザインの取組を進めていくことが、成功の鍵ではないかと思っています。地縁組織も大事です。でも、そういう新たな活動団体も一緒になって進めていけるような青写真をしっかり描きながら、市民活動の発掘とか、育成とか、参画していただけるように、今後も取り組んでいただきたいということで、要望しておきます。

7番目、河川防災ステーションです。ま

だまだこれも課題の多いことではあると思います。一つ一つを聞かせていただきましたけれども、その中で、いろいろ意味合いがあります。例えば、災害の面で、一時避難所として、要援護者なんかはここへ逃げてもらえることができるとしていくこともあるのかもしれませんが。

ただ、防災上の話を言いますと、水害というのは、インフラが遮断されてしまうので、電気もきません。水道もストップしてしまいます。当分の間はストップしますので、ここで長時間の生活ということは難しい。そういうこともちゃんと考慮しながら、一時避難所にはなるけれども、ここで生活するのは、非常に難しいということも踏まえて、防災危機管理課とは連携を取りながら、進めていただきたいと思います。

あと、国との連携もしっかりやりながら、また、先ほどの鳥飼まちづくりグランドデザインと共通していきますけども、市民活動団体との協働をしっかりとベースに置いてつくっていく、そういう協働をしっかりと育てていきながら、進めていただけるように、お願いしておきます。これも要望です。

次に、8番目の男女共同参画についてでございます。なかなか難しい審議会についても粘り強く、これからもいろいろ工夫しながら、働きかけをしながら、粘り強くとにかく進めていただきたいと思います。

それから、もう一つは、DVの対応についても、令和4年度が非常に多かった。これは多分、コロナで引き籠もっていた現状があったと思います。そういう部分も分析をしながら、とにかくDVの減少を目指して、しっかりと取組を進めてください。要望としておきます。

9番目、選挙の関係です。最低賃金を下

回っているということは、国に対しても、おかしいですよと働きかけていくぐらいの意思があってもいいと思います。これは、現場の声として、ぜひとも国にも働きかけていただきたいと思います。経費削減ということよりも、人にもものを頼むときは、最低賃金ぐらい払えよという話になると思いますから、そういうことでお願いします。

それから、選挙のことですが、市の職員が超過勤務手当で対応していると思います。そのことを言っていますので、誤解のないようにお願いします。

それから、選挙活動については、いろいろ言っていましたけども、なかなかお答えいただけなかったと思います。例えば、投票日は、当然、選挙運動したらあきません。投票所から300メートル以内の選挙事務所を置いてるところは、名前を隠さなあきません。投票への影響から考慮したもので、法的に認められている広報板以外のもので、選挙事務所の看板を隠せとなっているわけです。だけど、候補者が立って、チラシを配ってお願いしますなんて言ったら、モラル上、よろしくないと思っています。例えば、期日前投票所から50メートル以内は、そういう行為はやめるように条例で決めるとか、そういう指導をするとか、何かしらの対策が必要です。だから、せめてそういうことをしたらどうですかということをお聞きしていますので、これはもう一回答えてください。

それから、消防設備の関係です。なかなかこの場で不足してても不足してるとは言えませんが、人事課へ足りない分は足りないんだと要求し、消防本部としてちゃんと対応できる人数を確保することが、大事です。この場ではなくても結構ですから、また、令和7年度の予算に向けて要望して、

消防本部としてどんなことがあっても支障なく業務ができるように体制を整えてください。よろしくお願いします。

11番、指令・通信事業でございます。10年後に、また、システム更新があるということで、そういうことも踏まえて、北摂での連携をしっかりとやっていただきたいということで、お願いしておきます。

それと、はしご車も、高い買物やと思います。なので、今、吹田市と協議を始めたということでございます。そこもしっかりと協議をしていただくということで、令和8年度が更新ですので、よろしくお願いします。要望です。

次に、15番、自動火災報知機の点検のことについて、年間71件も誤作動があって出動されているのは、御苦労やと思います。火災そのものは減ってますから、ある意味では、出動訓練になってるのかも分かりませんが、先ほどの人員体制の話の中で、負担になることは間違いないと思います。できるだけこういったものは対応していただくということでございますので、誤作動が減っていくように取組をしていただくところを要望しておきます。

以上です。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 質問番号9番の御質問にお答えをいたします。

選挙運動の規制というお問い合わせかと思えます。投票所につきましては、指摘をいただきましたように、公職選挙法の規制がございしますが、期日前投票所につきましては、そういった規制はない状況でございます。

選挙運動につきましては、先ほども申し上げましたように、候補者の方や政党が、自らの政策や理念を有権者に伝えて、支持

を得るための活動でございます。一般論にはなってしまうのですが、法令を遵守されている中での規制は、難しいのではと考えておりますが、期日前投票所周辺での選挙運動に関します規制であったり、運用方法などについて、他の自治体の事例なども調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ぜひとも検討いただき、モラルのある選挙運動にさせていただくということもお願いしておきますので、よろしく願います。

以上で、終わります。

○野口博委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○野口博委員長 再開します。

安藤委員。

○安藤薫委員 まず、政策推進課にお聞きします。

一つ目が、決算書44ページ、45ページになりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてでございます。

令和5年度の前半には、財政課所管で同じように物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金の歳入があって、それぞれ事業を選択されているかと思えます。今回、この分については政策推進課が所管ということで、お伺いしておきます。

令和5年度の前半分の財政課所管である部分と流れでいえば継続していると思えます。新型コロナ等に対する物価高騰支援金から物価高騰に対応するための重点施策ということで、政府が補正予算を各自自治体に交付されてきたものだと思います。

目的として、低所得者世帯支援枠と推奨事業メニュー枠との実施のために追加されたものだというので、摂津市の場合は、低所得者の方の支援給付金、それから、子供世帯に対する一人当たり5万円の加算給付金というものと、それから、推奨事業メニューとして、所管は違いますが、セッピー割引券を10月に5,000円、それから、1月には2,500円追加で支給されて、期限も1月末までから3月末に延長された取組が行われました。

先般、財政課にもお聞きいたしました。エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するための追加交付金であると、推奨事業メニューとして、生活者支援、事業者支援、それぞれ様々な事業がこういったことに利用できるよというようなことでのメニューも提示されている中で、セッピー割引券を2回にわたって交付したということでもあります。

事業がたくさんある中の、このセッピー割引券を選択したその経緯と、その理由について、お聞かせください。

二つ目です。

これは、決算概要84ページで、今度は、歳出の面で物価高騰支援給付金事業についてお聞きします。

低所得者世帯支援枠として、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付、低所得者の子育て世帯に対するこども加算給付が決算概要84ページで、政策推進課の所管として執行されております。

夏に給付された11億円、同じく非課税世帯等非課税相当収入に減少した世帯に対する給付11億円、こちらは生活支援課が所管されているということです。

もちろん、対象ですとか、細かな条件は異なっていますが、おおむね、その目的等は同じであり、流れも大体同じようなものでありながら、所管があえて違うということは何か意味があるのか、この政策推進課が所管した給付金の事業内容と、所管が切り替わっているというところも理由をお聞かせください。

3番目に、パブリックコメントについてお聞きします。

令和3年度の決算でもお伺いいたしました、摂津市行政経営戦略の進捗管理の中でも書かれていますが、進捗管理でいきますと、3ページに住民自治分野の広報・広聴施策の大項目として、広聴活動、市民相談対応の充実、中項目として、市民意見の把握、ここでパブリックコメントにおいて意見募集期間等を適切に設定し、計17名から50件の意見を頂いたという報告がなされています。

もちろん各分野には所管がまたがってはいるかと思いますが、パブリックコメントの指針を出しておられるのは政策推進課であり、政策推進課がホームページで一括して、一覧として公表もされて、パブリックコメントについても努力をされているということでもあります。令和5年度のパブリックコメントの実施の状況についてお伺いしておきます。

次に、4番目、鳥飼まちづくりグランドデザインでございます。

決算概要52ページ、事務報告書では19ページに報告がなされております。

先ほども藤浦委員からも御質問がありましたけども、令和5年度、いろいろなエリアで様々な住民説明会が行われました。それから、居住性向上エリアAにおいては、住民説明会が一定、終了した後に、淀川河

川敷の活性化に向けた魅力ある淀川河川敷をテーマにしたワークショップも3回、開催されています。

まちづくりや鳥飼地域の将来像を住民参加で協働の取組をやっていく土台づくりという点では、取組自体、様々な努力もあり、それが一つ一つ結実していくことを大いに期待するものであります。ここでお聞きしたいのは、いろんな立場から多様な意見を聴くことが大事だと、これは共通の認識だと思います。

一方で、令和5年度でも、それぞれのエリアで行われた住民説明会などでは、参加者が非常に少なかったり、非常に属性も固定していたり、メンバーの固定化なども指摘されていて、もっと若い人が参加できるようにするべきではないかなどと、参加者からも意見や要望も出されてきてきたことと思います。

いろんな努力もしておられると思いますが、この説明会の日程の設定であるとか、参加の方法、どんな取組が、この令和5年度に行われたのか、お聞きしておきます。

続いて、人事課にお聞きします。

決算概要42ページに、会計年度任用職員任用事業があります。

もちろん、所管は各課にまたがっていく、それぞれの課の会計年度任用職員もいますが、全体を通してお伺いしておきます。会計年度任用職員制度が、ちょうど令和4年度末で3年を経過しました。令和5年度は4年目であります。

会計年度任用職員は、契約が1年更新ということ、それから、成績良好の方については、2回まで更新をして、最大3年の契約ができる。3年たった時点で、引き続き、仕事をされる場合は、改めて一から採用試験といたしますか、試験を受けて、改めて契

約を結ぶようなルールの下で、会計年度任用職員は、運用されてきたと思います。

お伺いしたいのは、ちょうど3年がたった新たな年度が始まる令和5年度において、3年経過した会計年度任用職員で、試験を受けて再雇用された人数がどのぐらいになるのか、全体のどれぐらいの割合になるのか、お伺いします。

もう一つは、1年更新でありますので、1年更新時で雇い止めになるケースも、可能性としては十分あります。その雇い止めになった件数があつたのかどうなのか、お伺いします。

次に、6番目、人材育成事業の公益通報外部窓口業務等委託料でございます。

先ほど、こちら藤浦委員から質問があつて、議論がなされました。

公益通報の内部通報と、それから、外部通報が令和4年度からスタートしています。先ほどの御答弁では、令和5年度、外部通報がゼロ件だったという御答弁でありました。

内部通報と、それから外部通報、それぞれ、改めて業務の内容と、その意義についてお聞かせください。

それから、7番目、人事管理事業です。これも先ほど、藤浦委員から御質問がありました。女性の職員について、先ほども指標を御答弁されていきました。第4次特定事業主行動計画の中でも、一定の前進がある、割合の前進なども報告をいただいていたわけです。当初、特定事業主行動計画で掲げた目標に対して、どうなのかを聞かせてください。

もう1点は、令和4年度になるんですけども、令和4年度の職員の給与、男女の差異の情報公表がアップされています。

今、ジェンダー平等の議論が進んでいて、

女性と男性の賃金格差の問題が盛んに問題視されています。

この賃金格差を埋めていくことが、女性の登用であったり、女性の社会参加を生み出していく一つの力になると思います。摂津市職員の男女の賃金格差について、今の状況はどうなってるのか、御説明ください。

続いて、人権女性政策課についてであります。

男女共同参画事業等、先ほども議論がありましたので、個別のことをお聞きしたいと思うのですが、人権啓発推進事業の中に、O i T r (オイテル) 設置委託料が計上されました。

市役所庁舎の女性のトイレに生理用品を設置する機械が置かれました。令和4年度から委託料となって支払いが発生しております。O i T r (オイテル) の実績と、それから、利用状況についてお伺いします。

それから、9番目、平和施策推進事業でございます。

令和5年度は、摂津市の平和都市宣言、ちょうど40周年の年で、様々な平和の取組が行われたと思います。その取組、特徴的なもの、それから、事業の意義について振り返っていただきたいと思います。

次に、消防にお伺いします。

10番目になりますが、消防施設整備費補助金についてでございます。

令和4年度と比べると、かなりの額が計上されていると思います。

消防団が持っている車両であるとか、消防施設の更新費用の補助金だと思います。

大幅にアップしている理由として、主要事業を見てみると、鳥飼の分団の車両更新への補助ということでありました。

消防分団の施設整備・更新について、直接その分団の、もしくはその地域の負担が

非常に大きな負担になっていると聞いています。車両整備にかかる補助限度額について御説明ください。

最後になりますが、選挙管理委員会にお伺いします。

これも御質問がありましたが、府知事及び府議会議員選挙事業です。

令和5年度には、府知事と府議会議員選挙、令和6年度に入りますと、市長選挙に府議会議員の補欠選挙があり、そして衆議院議員選挙ということで選挙がずっと続いておまして、選挙管理委員会も本当に大変な苦勞をされているかと思いますが、ここで2点、お伺いしておきます。

一つは、投票率の問題です。

基本的に、投票率は国民の固有の選挙に賛成するための権利でありますから、投票するかしないのか、それは今の政治状況に対してどう関わっていくのかという点では、行政の努力だけではいかんともし難いものがあることは十分に理解する上でお伺いします。

平成31年度の知事選挙については、43.83%で、令和5年度は40.51%、3.32ポイント低下いたしました。

いろいろと見てみますと、投票所によって、投票率の格差は非常に大きくなっています。

高い投票所、低い投票所、それぞれどの選挙でも、ほぼ同じような状況になっているわけです。

もちろん、その地域の事情は様々あるかと思いますが、この間、投票所の統廃合等が何年か前に行われたり、もしくは地域の高齢化が進んでいっている中で、選挙に行きたくても行けない、高齢化や障害をお持ちの方などが行けないというケースも、私たちも非常に感じるようになって

います。

そこで、投票所の場所であったり、環境と投票率との関係について、どのような認識をお持ちなのか、分析などが行われているのかお聞かせください。

もう一点は、先ほど藤浦委員からもありましたが、選挙活動、モラルの問題をお問いになっておられました。

我々も選挙で立候補し、政治活動・選挙活動をやる身としては、モラルをしっかり守りながら、有権者の皆さんに我々の伝えたいことをしっかり伝えて、正確に理解いただく中で判断いただけるように努力しなければいけないと改めて思っているところです。今の公職選挙法が、国民の皆さんに、政治に関心が最も高まる選挙の期間に、あれも駄目、これも駄目、それも駄目、どれも駄目という、べからず選挙になってしまっていることに対しても、いろいろな思いはあります。しかし、一定のルールの下で行うというのも、これは大事なことだと思っています。

選挙を見てみますと、選挙のルールで、例えば政治活動用に、選挙よりも前の3か月前以上に掲示できる連盟のポスターが、選挙が始まった後もずっと張り続けられている。もちろん、剥がし忘れるとか、張り替え忘れは当然あり得ますから、指摘を受ければすぐに張り替えをしたりというのは、我々も努力しております。

ただ、そういった指摘を受けながらも、選挙が終わるまで放置されているポスターがあまりにも多いということが最近の特徴であります。

選挙の前、候補者の説明会等でもお話をされているかと思いますが、そういった問題についての認識、もちろん、違反かどうか決めるのは警察ということはよく分か

っています。明らかに駄目なものが張り続けられていることに対して、どのような形で、選挙管理委員会として動きが取れるのか、お聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 物価高騰対策の推奨事業メニュー分に関する御質問にお答えいたします。

令和5年度につきましては、御指摘のとおり、割引券事業を2回に分けて実施しております。

この割引券事業だけで推奨事業メニュー分の歳入の額を超えてしまっていますが、令和5年度につきましては、それ以外で、市単費としまして、医療とか福祉事業関係の事業所に対しまして、補助金を交付しております。

それ以外にも、民間保育所等の給食費の物価高騰分の差額分の援助なども実施しております。

これらの事業につきましては、各部局にお伺いしながら、その時々で必要なものが上がってきているものであり、予算査定の中で議論し、最終的に市長同席の下、決定したものでございます。

その中でも、割引券事業については金額が非常に大きくて、実質的にはメインの事業になっております。

実施の理由ですが、まず、この割引券事業につきましては、物価高騰対策ということで、全ての市民に行き渡るものであります。物価高騰の影響は全市民に及んでいますので、皆さんに行き渡るという事業ということが一つと、消費者支援の事業にはなりますが、一方で、市内の事業所の支援にもなる事業でございます。ですので、投資した分の効果が大きいのではないかと考

えております。

以上でございます。

○野口博委員長 垣本参事。

○垣本政策推進課参事 質問番号2番、物価高騰支援給付金事業の所管を分けた経緯についてでございます。

時系列で申し上げますと、令和5年の夏には、住民税非課税世帯への3万円の給付について、生活支援課で実施されておりました。

その後、12月からは、非課税世帯の7万円給付ということでありましたけれども、そちらは3万円の追加給付金という位置付けであったため、引き続き、生活支援課で所管されたということでございます。

一方で、国が示しております新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置への対応としまして、低所得者への支援や子ども加算、あと、定額減税や定額減税し切れない方への給付金で、様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やすという目的で実施されるということで、複数給付金への対応や、そのボリュームから、プロジェクトチームで対応するというところで実施されました。

その結果、私を含めて専任2名、兼務6名の計8名のプロジェクトチームを令和6年1月12日に立ち上げて業務に当たってきたという経緯でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 パブリックコメントに関する御質問にお答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、令和4年度は、募集件数が5件ございまして、意見としては50件ございました。

令和5年度につきましては、募集件数が12件で、意見数は81件ございました。

意見数が多かったものにつきましては、「学校給食センターに係る基本構想・基本計画案」で、43件、意見がございました。

そのほか、「鳥飼地域における学校の適正規模適正配置計画案」が16件ございました。

また、「(仮称)味生コミュニティセンター基本構想案」が8件となっております。

その他、「摂津市下水道総合地震対策計画案」など4件は意見がなくゼロ件となっております。残りは数件程度となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 4番目の、様々な世代の意見を聴くための日程であったりとか、参加方法についてという御質問だったと思います。

説明会やワークショップの日程ですけれども、内部でいろいろ議論したりしながら、どの時間帯、どの日程がいいだとかということを検討しまして、土曜日・日曜日の午前中に行ったりだとか、平日の夜に行ったりだとか、様々な時間帯で前年度は実施させていただいております。

また、説明会などへ参加してもらうため、周知方法については、広報紙や広報板、ホームページだけではなくて、子育て世帯にもたくさん参加していただきたいので、幼稚園とか保育園、小学校・中学校への説明会の開催の案内の配布やLINEでの開催案内の配布を行っております。

また、説明会では、令和5年度に実施した居住性向上エリアBと田園のふれあいエリア、あと、人とものが集まる賑わい(核)エリア、こちらの説明会では、様々な世代の人々が参加できるように、オンラインでの説明会も実施しております。

また、様々な形でランドデザインを知ってもらって興味を持ってもらうことが必要なことから、ユーチューブの動画による鳥飼まちづくりランドデザインの紹介動画の公開や、市役所1階のデジタルサイネージや発券機広告へのPR動画の掲載、淀川わいわいガヤガヤ祭とか、南摂津駅前でのイベントとか、ふれあいマラソンの大会で、鳥飼まちづくりランドデザインのPRを実施しております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 人事課に係ります3点の御質問にお答えいたします。

まず、質問番号5番、会計年度任用職員についてでございます。

令和5年度に任用試験を受験し、そのまま会計年度任用職員として新たに任用した人数は162人で、必要としている職がなくなって雇い止めをした人数は、ゼロ人です。

続きまして、質問番号6番、公益通報制度についてでございます。

本市における公益通報制度は、平成18年4月1日に、摂津市公益通報の処理に関する規則を制定しております。

御質問にもありました外部における公益通報窓口の設置は、令和4年10月で、弁護士事務所に委託しています。

その外部窓口の仕組みについてでございますけれども、刑事罰の対象となる不正につきまして、職員などはメール、電話等で、担当弁護士に、実名で通報を行います。

その際には、不正内容について、この不正が今生じているのか、これから生じようとしているのか、証拠の書類の有無について、事実を知った経緯などを伝えることとなります。

弁護士は、この通報を受けた後、必要に応じて、通報者からの事情聴取を行い、通報者を匿名にした上で、市に報告いたします。市は、公益通報等処理委員会を開催して、調査を進めていくことになります。

外部公益通報の意義ですけれども、顔を見知った内部には、なかなか声を出せないということ、あるいは第三者である外部を入れることで、通報者から見た場合、より公平性の担保がされると感じる部分はあると思います。

内外問わず、相談につきましては、人それぞれ、相談しやすい人というのが異なります。例えば、通報の内容が、どのように処理されるのか、どこまで共有されるのか、公平性、あるいは通報者を守ることを強く周知していくことが、ひいては通報者を守ることに繋がると思っております。

質問番号7番、特定事業主行動計画、女性の御質問であったかと思えます。

今の状況でどうなるのかというお問い合わせです。先ほど藤浦委員へ答弁いたしましたとおり、令和4年度から令和5年度にかけて、数値としては上がっています。この数字をいかに伸ばしていくのが重要であると考えています。

その中で、課題は、係長級の受験をする女性職員をいかに増やしていくかであると認識しています。なかなか長という名がつくと負担感が出るとか、自信がないというアンケートの答えも多くございました。

この自信のなさの要因が職場にあるのか、家庭にあるのか、あるいは両方なのか、これは一定、人それぞれなのかと思っております。こういったことが、この次のお問い合わせの男女給与格差にもつながっているのかと思えます。

この格差は、恐らくホームページ掲載の、

職員の給与の男女の差異の情報公表という資料だと思います。

男女の給与の差異が大きく表れている原因、これは全職員で行くと、男性と女性で64.6%という数字となっています。大きな要因は、まず、会計年度任用職員に女性が多いということ、あと、管理的地位に占める女性の職員の割合が20%、男性が80%であることから、こうした結果になっているものと分析しております。

そのほかにも、任期の定めのない、いわゆる常勤職員におきましては、例えば、主たる扶養者に支給する扶養手当については、男性職員に支給していることが多いこと、住居手当につきましても、男性職員のほうが契約者が多いことと、時間外勤務手当におきましても、時間数は男性職員のほうが多いこと、こういったことが要因であると考えています。

なかなか職場で改善するのが難しい部分はあるかと思えますけれども、そういった中で、働きやすい職場づくり研修において、自分自身の傾向を知るということを目的として、女性だけじゃなく、男性も含めてこうした研修を行うこと等々をもって、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 それでは、人権女性政策課に関わります二つの御質問にお答えさせていただきます。

まず、O i T r (オイテル) 設置に関してでございます。

こちらは、長引くコロナの感染の影響を受けまして、経済的にかかなり困窮している女性の支援をするため、令和3年7月から、市にあります防災備蓄を活用しまして、市内の小・中学校をはじめ、高校や大学等に

生理用品を配布してまいりました。

そちらは、継続して、今も学校で対応していただいている部分がございます。令和4年に、生理に関する女性の不安や負担の軽減、そして、ジェンダーギャップの解消のために、官民連携による継続的な支援ということでオイテル株式会社から案内をいただきまして、連携協定を締結しました。

それで、生理用品の無償提供システムの機器を、まずは市役所の新館1階と6階の2か所に導入することといたしました。

1施設目ということもありまして、また、企業からもシステムを広域に周知するという目的もあって、無償で設置していただいたところです。当時、一定の利用がございました。

さらに、令和5年度には、二つ目の施設として、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設であります男女共同参画センターが設置されています、コミュニティプラザ1階の女性トイレ1か所に導入する運びとなりました。

それで、二つ目の施設ということですので、さすがに無償提供はいただけなく、設置に係る費用が令和5年度に発生しております。

それと併せまして、利用状況としまして、まず、市役所の設置分につきましては、令和4年7月からの延べで見ますと、1,766枚の利用があり、令和5年度には878枚、月の平均としましては、73枚となっております。令和6年度現在では、月平均60枚程度の利用を確認しております。

一方、今年度から本格稼働しておりますコミュニティプラザにつきましては、設置箇所、1か所ではありますけれども、現在、月平均50枚程度の御利用をいただいているということで、どちらの施設につつま

しても、皆様の効果的な御利用をいただいているものと認識しております。

続きまして、平和施策に関しての質問にお答えさせていただきます。

本市は、昭和58年3月に平和都市宣言を行うとともに、平成21年7月に、平和首長会議に平和を願う世界の国々や地域と共に、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願っているところです。

毎年、7月から8月の平和月間におきましては、市民の集いをはじめ、公共施設でのパネル展等の催しや、学校での平和登校、そして、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動に取り組んでおります。

また、反核・平和を呼びかける平和行進の受入れを積極的に行うとともに、機会を捉えて、核実験の実施に対し、抗議文を発出するなど、海外の動向にも注視に努めているところでございます。

さて、先ほどございました平和都市宣言40周年としての取組はどんなものだったかです。まず、毎年、行っています市民のつどいの中で、平和都市宣言40周年ということで、講演会の前にセレモニーを行いまして、その中では、市民代表から数名の方に代表で出ていただきまして、平和都市宣言を読み上げるという取組もしてまいりました。

また、あわせて、文化ホールでこの市民のつどいを行っているのですけれども、そちらの展示室の中で、男女共同参画センターの推進団体である団体が企画した、広島県の高校生が描いた原爆の絵展が開催されました。

団体からは、市民のつどいなどは、若い方の参加は、なかなかない状況もあるかと思うのですけれども、その中でも、中学生であったりとか、親子連れの若い層の方に

もそういう展示を見ていただけたということで、本当に伝えたい年代の方に伝わったのではないかとの感想も頂いているところです。

また、学校の取組としましては、平和首長会議の事業の一つとして、市民に平和意識を醸成するために、原爆で被爆した大木の苗を、広島県もしくは長崎県から譲り受けて、植樹することも取り組んでおります。

令和5年度は、三宅柳田小学校の児童により、長崎県から譲り受けたクスノキの苗木が植樹されました。

そのほか、市の取組としまして、戦時下の摂津市の様子であったりとか、戦後の平和に関する取組や、市の取組を紹介するYouTubeを作成し、あわせて、市民の方々に平和と題した写真とメッセージをお寄せいただきまして、YouTubeの中で紹介させていただいております。

節目の年ということもありまして、様々な取組を行ってまいりました。市民の皆様方に平和に対する意識をさらに高めていただく、よい機会になったのではないかと考えております。

以上です。

○野口博委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 質問番号10番、消防団の車両整備に係る補助限度額についての御質問にお答えいたします。

消防団の車両整備に係る補助金は、摂津市消防施設整備等補助金交付要綱に定められております。

令和4年度までは、車両の整備に係る補助金限度額は250万円、令和5年度から300万円に引き上げました。

令和5年度に鳥飼野々分団が車両を更新されましたが、半導体不足や車両の安全装置が標準装備になったことや、積載資機

材の物価の高騰などにより、車両更新に係る購入費用が約410万円となり、補助金の限度額を上げたにもかかわらず、地元で御負担をしていただくことになってしまいました。

地域の分団に経済的な御負担をいただくことは、消防分団の存続や消防団員のなり手不足に拍車をかけることにつながるおそれもあります。

消防分団の活動に経済的な負担をかけずに、有事の際には活躍いただけるように、可能な限りの対策を考えてまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 質問番号11番、まず、投票率の御質問にお答えいたします。

投票率につきましては、選挙の種類であったり、立候補者の数であったり、有権者が関心を持つ争点の有無、それから、天候などによっても左右されるものと考えられます。

ですので、結果が上がった、下がったということで、分析はなかなか難しいかと考えております。

ただ、平成31年大阪府知事選挙にしましては、知事が辞職をなさいまして、20年ぶりとなる府議会議員選挙との同日選挙ということで、マスコミでも大きく取り上げられ、話題となったこともございましたので、そういった部分も影響しておるかと考えております。

また、地域で差があることに関してでございます。

確かに、選挙のたびに結果を集計いたしまして、見ておきますと、投票率の高い地域、それから、低い地域が出ておるのは事実でございます。

ただ、その地域の差がどういった理由でそういった形で出ているのかまでは詳しく分析はできておりません。

現在、投票区は22ございますが、いずれにいたしましても、居住地が1キロ以内を目安に設置いたしております。

投票所によりましては、狭隘な投票所等もございますので、環境改善を今後も引き続き図ってまいりたいと考えております。

続きまして、選挙違反、モラル等の問題についてでございます。

公職選挙法におきましては、候補者、それから、政党、その他政治団体、選挙人が遵守すべき規定が設けられております。でするので、法令遵守が大前提であると考えております。

ポスターの張り続けという事例があるということでございます。こちらにつきましては、まず、立候補予定説明会におきまして、そうした政治活動用ポスターの取扱いということで、選挙期日の告示日までに撤去いただくということを通知させていただいておるものでございます。

それでもなお、ポスターを張り続けていることに関しまして、情報をいただきました都度、選挙管理委員会の職員が現地に行き、確認をさせていただいております。

また、府の選挙でございましたら、大阪府にも情報提供をして、対応を協議しているところでございます。

また、選挙事務所も選挙管理委員会から連絡を取らせていただいて、ポスターを撤去していただくよう、お話をさせていただいている状況でございます。

また、法令に反するような事例につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、警察に報告いたしまして、協力をいただくことになってまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 2回目の質問をします。

地方創生臨時交付金についてでございます。

御説明いただきましたので、一定の理解はしました。その上でお聞きしますけれども、自由度の高いといいますか、自治体の実情に応じてメニューを選択できる。

今回、セッピー割引券が物価高騰対策や消費者の方々への援助であるのと同時に、地域の商工業、中小業者の支援にもつながるという点では、こういった選択そのものについてはよかったのではないかと思いますし、その効果についても、民生常任委員会等の議論を聞いていますと、9割ぐらいの換金があったということで、よかったのではないかと評価しております。こうした自治体独自でいろいろな交付金を利用しての事業を行っていくなど、摂津市の実情に合わせた事業を行う際に、様々なメニューが用意されております。

先ほど、割引券だけでなく、障害者支援であるとか、児童福祉であるとか、様々な分野でも、物価高騰対策として、一般財源でやっておられるのはよく分かったんですけれども、ほかにも、学校給食費であるとか、他の自治体でもやっておられるようなものはあると思います。

こうした選択をする際に、庁内でどのような議論がなされたのか。庁内の各部署から、こういう交付金については、うちの部署からは、こういったものをぜひやってほしいと提案等があつて、その提案の中から政策推進課、部長会、もしくは市長等、政治的な判断をされるのではないかと思います。この選択に当たっての庁内からの提案であるとか、推奨はあったのかどうなの

か、その辺の経過をお聞かせください。

それから、給付金事業でございます。

垣本参事から御説明いただいて、よく分かりました。定額減税と一体的なものであるということで、前半でやった給付金事業とは少し性質が違うということです。

その上で、もう1点、お聞きしておきたいのは、今回、先ほども御説明いただいたように、8名のプロジェクトチームを立ち上げられたということであります。

年度末、年度始めということで、非常に忙しい時期で、しかも、住民の皆さんは、早く支給してほしいという思いもあって、私どものところにも問合せがたくさん来ました。スピードと、しかも正確性というのが非常に求められるお仕事をプロジェクトチームでやられたということです。改めて敬意を表したいと思いますが、その業務について、問題なく遂行できたのかどうなのかを一つ、お聞きしたい。

もう1点は、そのプロジェクトチームに集まった8人の方は、それぞれ市役所内で、別の部署でお仕事をなさっている方々を選抜といいますか、一時的に、そちらに派遣されて、お仕事に従事されたと認識しています。

大変忙しい中で、余剰人員も恐らくどこの部署もない中で、このようなプロジェクトチームで頑張っていたいたんですが、派遣元となっているそれぞれの部署の体制の方に問題はなかったのか、これは人事にお伺いしておきます。

続いて、パブリックコメントでございます。

パブリックコメントの意見の数が多いのか、少ないのか、これは、あくまで市民の皆さんが、何に関心を持って、どういった意見をお持ちなのかに関わってくるも

のなので、多い、少ないで、是非論を展開することは不適切だと思っています。

しかし、前回も御質問させていただきましたが、パブリックコメントを求める様々な計画の、市民の皆さんへの周知の方法であるとか、パブリックコメントの計画案が置いてある場所であるとか、じっくりそれを見ることができるのか、またはホームページ等で見ようと思っても、すぐにそのパブリックコメントのページにたどり着くことができるのかという点では、まだまだ不十分な点が多いと私は思うわけです。

より分かりやすい計画である必要があるし、それから、より分かりやすい周知の方法も求められると思います。その点、指針に沿ってやっておられるかと思いますが、パブリックコメントの計画案の置き場所、それから、見る場所、または意見の出し方などについて検討の余地が私はあると思います。その点はいかがなのか、お伺いします。

鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。

いろいろな努力をいただいているかと思えます。いろんなことにチャレンジしていただく中で、多様な意見の収集に力を尽くしていただきたいと思えます。

住民参加、協働のまちづくりで重要なことは、情報をどれだけ市民の皆さんにお届けし、意見を吸い上げることができるのかにかかっているかと思えます。

ぜひ、試行錯誤しながらやっていただきたいと思えます。

2回目にお聞きしたいのは、行政経営戦略の進捗管理の中に、庁内横断的に鳥飼まちづくりグランドデザインの具現化に向けた取組を進めていく必要があると考察されておられます。

公共交通の確保・維持、防災力の向上という項目でも、こういった連携は非常に必要になってくるかと思えます。

他部署で、公共交通防災力、それぞれの課と政策推進課との連携、政策推進課としてこういった分野を議論する、もしくは検討する、住民の皆さんにそういった情報をお知らせし、意見を求める。このような政策推進課が果たしている役割について、お聞きさせていただきたいのと、それから、住民説明会が行われた際の、各部署へのフィードバックであったり、もしくは住民説明会に参加されていない方々に対するフィードバックはどのようになされているのかお聞かせください。

次に、人事課、会計年度任用職員についてです。

3年経過して、試験を受け、再雇用されたのは162人で、1年更新で雇い止めがあったという方はゼロ人だったということです。継続的なお仕事があって、そこに経験豊富な、または専門的な知識を持っている方が会計年度任用職員として継続雇用されていると認識するわけでございます。

この間、会計年度任用職員の処遇改善等については、一般質問でも、また、委員会でも、たびたびお聞きしてきました。報酬の見直しであったり、勤勉手当が支給されるようになったりとか、また、さきの一般質問等では、今まで2回までだった任用の回数制限も、今後、撤廃されていくような動きも御説明いただいたわけであります。

豊富な経験と、それから、専門的な知識を持っておられ、しかも、そうした業務は摂津市の市民サービスを進めていく上で非常に重要なお仕事であれば、より安定的な雇用を保障して、そのノウハウ・経験を

市全体に蓄積していくことが非常に重要になってくると思えます。

そういう意味では、専門的な分野、もしくは経験が必要とされている分野での会計年度任用職員について、正規職員化も図っていくべきではないかと思えます。その辺のお考えについて、お答えできる範囲でお答えいただきたいと思います。

次に、公益通報外部窓口業務等委託料についてでございます。

公益通報については、先ほども少し触れられていましたけども、最近では兵庫県でも、この問題が報じられています。

例えば、違法行為があったり、もしくはハラスメントの被害を受けている方が、内部の相談窓口相談できるのか、非常に不安がつきまとうと思えます。

特に、会計年度任用職員など身分が不安定な方にとってみると、人間関係について上司のハラスメントを相談した際に、これはデマだと言われて調査されて、たちまち処分の対象にされてしまう。もしくは会計年度任用職員であれば、次の更新がなくなる、そんな噂がまことしやかに流れている、そんなことも心配されるわけです。そういう空気や、そういった内部通報制度であれば、その制度自体があっても、相談はできないことになってしまいます。

そういう意味で、内部通報であろうと外部窓口であろうと、先ほどもおっしゃられたと思いますが、通報される方の身分や立場を守ることは非常に重要だと思います。その安心感があってこそ相談ができるので、相談をしやすいこと、ここに行ったらまずは聞いてくれる、そういった雰囲気を醸成していくのが大事だと思います。現状の相談の自己点検という形での御質問になってくるかと思えますけど、人事課にあ

る内部通報の窓口であったり、外部通報の窓口での状況やら課題等がございましたら、少し御説明いただきたいと思います。

それから、女性と男性の格差、給与の差異の問題です。

少し御説明いただいたんですが、人事課のホームページで特定事業主行動計画、第4次の行動計画を調べておりましたら、こうした男女の給与の差異の情報共有というのが出てまいりました。非常に参考になる情報を提供いただいていると思うけれども、ここを見ますと、任期の定めのない常勤職員での男女間の給与の格差、男性100%に対して女性は83.9%で、任期の定めのない常勤職員以外の場合、91.7%、会計年度任用職員等も含めた全職員でいうと、64.6%であります。

それから、役職段階別で見えますと、係長相当職で、89.4%という差が出ています。管理職になっていっても、100%を超えているのは、本庁課長相当職ぐらいでした。

もちろん、先ほどの住宅手当とか扶養手当の問題もあるかと思いますが、一概には言えないかもしれませんが、明らかに全ての役職、ほとんどの役職、それから、勤続年数別で見ても、男性と女性の比率でいうと、女性のほうが約9割から8割という状況が続いています。この点について、是正していくことが非常に求められると思います。

先ほど、少し御説明がありましたが、女性の職員で、会計年度任用職員の割合が非常に高いということも、こういった格差にもつながっていると思います。

逆に言えば、任期の定めのない常勤職員は、女性の就いておられる割合が非常に低いということも言えると思います。

採用数も、令和5年度については多くの女性を採用されたということで、女性の採用、それから、女性の管理職を養成していくことは非常に重要になっていくと思います。改めて、こうした格差の是正について、もちろん人事課だけでというより、社会全体のジェンダー平等の取組が、問われていくと思いますが、その点の問題意識について、人事課と人権女性政策課から、少し御答弁いただけたらと思います。

それから、生理用品の無償配布、それから、O i T r (オイテル) の設置についてであります。

今年のNHKの連続ドラマである「虎に翼」は、見てて、私もすごくいろんなことを気づかされるドラマでありました。戦争前から今に至って続けられている女性の社会的な地位の低さであったり、我慢し続けている状態が、いまだに続いている。そこをどうやって解決していくのかは、非常に問われている中で、先ほども説明いただいたように、生理の貧困ということで、生理用品の配布が行われたと思っています。

今後、貧困問題だけではなくて、ジェンダー問題として、トイレットペーパーと同じように、生理用品は公共の施設においては置かれてしかるべきだと思います。今後の生理用品の学校等の配布も、それぞれの施設に委ねられる部分はあると思います。公共施設におけるO i T r (オイテル) の拡大であったり、もしくは、それぞれの施設の中で生理用品を配備していくという方向に、前に進めていく必要があるかと思いますが、見解をお聞かせください。

平和施策について、御説明ありがとうございます。

最近では、ロシア・ウクライナ情勢であったり、パレスチナ・ガザ地区でのジェノサ

イド、それから、いろんな国が武力によって現状変更していく、威嚇によって言うことを聞かせていく、そういったリーダーが誕生したり、そういった傾向があります。世界の中でも、戦争に対する不安であったり、平和を願う思いがすごく高まっている中で、摂津市の平和施策が非常に充実していると改めて思っています。

核兵器禁止条約の署名であったり、または平和首長会議であったり、原水爆禁止平和大会に向けた平和大行進に、市長や議長が毎回、御本人が参加して、激励の言葉を述べていただくなど、他市からも摂津市の平和や反核に向けた思いの強さについては、すばらしいと称賛の声もいただくことが多いわけです。

40周年の記念事業の中で、文化ホールでの講演会では、ノーベル平和賞を受賞された団体のICANの川崎氏が講演もされました。さらに今年、長年の活動の努力が報われて、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。

世界の中では、非常にきな臭い動きが流れている中で、平和を求める、核兵器禁止を求める声が非常に大きなムーブメントになっており、摂津市の取組が改めて今後、問われていくと思います。

来年度、終戦80年の節目の年になります。節目の年に、摂津市として、平和の取組は、何か考えていただきたいと思います。例えば、令和5年度の40周年の事業の中に、終戦40年の年、昭和60年に発行された戦争体験集「平和」という本が希望者に配布されたと報告されています。

来年度の終戦80年に向けて、どんどん数少なくなってきた戦争体験者であったり、または世界の紛争などを経験している外国の方々などの体験などもまとめて、市

内での新しい平和という報告集などもつくられたらどうかと思いますけども、来年に向けた取組、検討について、お聞かせください。飛躍しておりますけども、お答えできる範囲で結構でございます。

それから、10番目の、消防団に対する車両の整備補助金についてです。

こちらについても、補助金が250万円に引き上げられる前のときも質問させていただいたことがありました。消防団は、地域の消防活動であったりとか、もしくは、火事が起きたときに、真っ先に現地に行っていたりとか、もしくは、消火が終わった後も、見守りをずっと残ってやっていただくなど、地域の安全には非常に欠かせない役割を担っていただいています。

かつては、それぞれの村の中の自主防災という立場の役割から、今や公的な機関として、公務員としてお仕事もしてらっしゃる一方で、常備の消防職員とは違って、別のお仕事を持たれながら、ボランティア精神を生かして活動されている。今、各地域での自治会の構成人数も減ってきている中で、物価高騰であったり、車両代の高騰などによって、補助金の限度額が上げられるということは非常にいいことだと思ったんですが、それでも追いつかないような状況があると、お話をいただきました。

そういう意味では、車両にかかわらず、施設整備について、地域での負担をこのままの状態置いておいていいのかということが、今、問われていると思います。

今後の消防団・分団のこういった車両などの施設整備の予定であったり、もしくは、上げられたばかりですけども、全然足りない補助金の増額について、少しお考えをお聞かせください。

最後、選挙についてでございます。

投票率は、その時々によって、天候も左右しますから、当然、簡単には分析はできないわけです。例えば、この知事選挙や府議会議員選挙だけでなく、市長選挙、市議会議員選挙、衆議院選挙、いろんな選挙がある中で、投票率ワースト5、投票率ベスト5を見ると、ほぼ固定化されています。

例えば、一番低いのが、第二中学校です。投票の対象者は、鳥飼西小学校区全体であり、非常に広い範囲であります。

それから、鳥飼小学校の体育館、これは前に第四集会所と、それから、鳥飼下2丁目の集会所の投票所がなくなって、鳥飼小学校へ合併されました。1キロメートルと御説明はあったんですけども、高齢者の多い地域で、そこも非常に低くなっている。

また、鶴野4丁目の投票所、鶴野1丁目から非常に離れた地域にあったりします。

一方で、投票率の高い投票所を見てみますと、第一中学校区に集中しています。正雀の安威川公民館であったり、府営正雀団地であったり、比較的、密集した住宅の中に投票所が幾つか点在している。

南別府府営団地も結構高い傾向にありますが、府営団地の中に投票所があります。

ワーストの中でもよく上がってくるのは、鳥飼八防1丁目にあります第11集会所、ここは投票対象となっている地域が新在家1丁目、新在家2丁目、それから鳥飼八防1丁目です。集会所は、新在家2丁目からは本当に遠いです。一番端っこに投票所があり、しかも、古い集会所であって、狭いし、車を止めるスペースもありません。こうした中で、第11集会所の投票率もうんと下がってきてということである、一概に、天候であるとか、そのときの政治に対する関心というだけでなく、投票所の場所であったり、投票所の環境に目を向け

ていかないと、有権者の投票に参加する参政権そのものにも影響してくることが言えるのではないかと思います。

そこはきちんとした分析を選挙管理委員会としてやっていただいて、投票所の環境整備であるとか、投票所を新たに設けるとか、または期日前投票がどの地域の方が、どの期日前投票を利用しているのかの検討を行っていただく上で、期日前投票所の場所を増やしたり、日数を増やしたりということが多角的にやっていただきたいと思いますが、そういった検討を今までされてきたのか、お聞きします。

それから、選挙の公平性で、公職選挙法に関わって、ポスターの話を少し取り上げて言いました。

きちんと説明をしていただきたいと思います。我々が見ても、例えば、戦っている相手のポスターを見て、我々が当日までにはがさなきやと思って走り回ってやるわけです。時間のない中、少ない人数でやるわけです。これは、ルールとしてやるわけです。

ところが、ある陣営では、そのまま放置されている。我々が、こことこことここが残っていますよと選挙管理委員会に情報提供したら、そこだけ外されていると。でも、ほかは残っているということでは、その陣営のために、わざわざ情報提供しているのかという思いが、実は選挙の中でまます。

選挙に立候補するのは社会的責任が伴うわけで、人手が足りないであるとか、もしくは、やったはずだとか、いろいろな理由はあると思います。しかしながら、しっかり責任を果たしてもらおう、もちろん、我々自身に対してもそれが課せられているわけで、我々もそうならないようにした

いと思っています。そういう意味では、選挙管理委員会からもしっかりと説明会で説明していただくと、または、残っている部分があれば、適切に対処してもらい、そこだけでなく、ほかのところもありますかということで対応してもらいように、これはお願いしておきます。

以上です。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 物価高騰対策の事業を決めてきた経緯、経過等についてお答えいたします。

まず、先ほども御説明しましたが、事業を決めるに当たって、各部署の御意見をお聞きしております。

各部署におかれましては、例えば、医療福祉系の事業所への支援、これは保健福祉部等から上がってきたメニューですが、各部署で実際、事業所から要望等をいただいた経過がございます。

そのような御意見を集め、議論してきたわけがございます。

例えば、令和4年度につきましては、割引券事業や先ほどの福祉事業所への支援以外では、飲食店支援グルメクーポン事業であったりとか、中小企業への直接的な支援もさせていただきました。

その他、公共交通機関への補助金支給もございました。

あと、学校給食の物価高騰分の支援ですが、そちらは当初予算で対応してきたという経過がございます。

令和5年度以降につきましても、各部署の御意見をお聞きしつつ、決定してきた次第でございます。

また、あわせて、コロナのときからですが、何度も何度も実施してきたということでございますので、全国的に各自治体

の事例も集まってきております。そういったものを参考にしながら、各部署と議論してまいりました。

先ほども御説明しましたが、最終的には、予算査定の中で、必要性とか効果を見ながら決定してきたということでございます。

以上です。

○野口博委員長 垣本参事。

○垣本政策推進課参事 質問番号2番、給付金に関する質問のうち、プロジェクトチームは実際どうであったかという点についてお答えいたします。

委員が御指摘のとおり、兼務職員6名は、年度末で、どうしても担当課の外せない業務がございますので、一定、そちらを優先してもらいつつ、給付金としては正確性、スピードが重要になってきます。

実際、どうであったかということでございますけれども、令和5年度の給付金事業としましては、初めて実施する給付種別である住民税均等割のみ課税世帯への給付というのと、低所得者の子育て世帯への子ども加算給付という複数給付金を同時並行で実施することになりました。そこは専任職員が2名、配置していることで、事前準備の段階から集中的に取り組み、国の通知や概要資料を整理できたこと、そして、それらを兼務職員と共有して、速やかに制度の詳細についてすり合わせを行って、できるだけ早期に実施要綱や様式を策定できたこと、また、兼務職員の長所をいかして役割分担を明確化し、効率的に業務を進めたこと、そして、何よりも、兼務職員の一人一人が担当課の業務がある中でも、給付に遅れが出ないように取り組んでいただけたこと、それらのことから、速やかな給付が開始できたものと考えております。

給付時期について、全国の市区町村を見

ましても、住民税均等割のみ課税世帯の給付開始は、3月の開始が全体の43.9%と最も多く、本市も同じく3月開始であり、給付の遅れがなかったこと、また、ミスもなかったことから、プロジェクトチームとしてしっかり機能していたものと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 質問番号2番のうち、人事課に係ります部分、派遣となった職員が所属していた課の負担についてお答えさせていただきます。

税、情報、あるいは戸籍ほか、それぞれの専門的な知識を持った職員が6人、併任として、給付金業務に従事いただきました。令和6年1月からの併任で、急な辞令発令もありまして、併任職員につきまして、給付金で確認書を発送する3月上旬までの繁忙期につきましては、それまで担当していた欠かすことができない業務は、そちらを優先してもらいつつ、おおむね半分程度、給付金業務と元の担当課の業務に従事してもらっていました。

発送後、基本はリモートを使いながらでの自席での所属の業務を行ってもらい、必要に応じて集まるなど、可能な限り負担の少ない状況での業務となりました。

以上でございます。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 パブリックコメントに関する御質問にお答えいたします。

パブリックコメントを集めるに当たって、まだまだいろんな方法があるのではないかと御質問でございました。

まず、閲覧場所につきましては、市役所本庁のほか、各主要な公共施設、公民館や図書館、あと、コミプラ、コミセンでござ

います。これにつきましては、どの計画であっても、主要な公共施設には配架していただいておりますので、あまり計画によって変わりはないものと考えております。

あと、例えば、文化スポーツ課でしたら、独自に体育施設に配架したりとか、そういったプラスアルファもございます。

もっと集める工夫ですけれども、例えば、令和3年度に、新しい提出方法として、LOGフォームの導入をさせていただきました。これを使っていれば、スピーディーに簡単に意見を提出していただけるということでございます。

そのほか、令和5年度下半期になりますが、新たにホームページ上にバナーをつけてまして、そこから直接、パブリックコメントのページに飛ぶようになりました。より見やすくということで、改善をさせていただいたところでございます。

以上です。

○野口博委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 4番目、2回目のグランドデザインと、公共交通や防災との連携、それと、住民説明会での内容の、各回のフィードバックについての御質問にお答えいたします。

まず、公共交通についてですけれども、令和5年度では、令和6年2月に、摂津市公共交通協議会に向けた意見交換会が開催されておりまして、こちらは鳥飼地区まちづくり担当も参加しております。

令和6年度からは、本格的に摂津市地域公共交通協議会が5月と10月に開催されておりまして、こちらの会にも、鳥飼地区まちづくり担当が参加しております。

鳥飼まちづくりグランドデザインにおける公共交通に関する方向性ですけれども、鳥飼地域における各エリアの公共交通の

課題解決には、交通事業者も含め、全市的に周辺地域と連携しつつ、検討を進めていく必要があるとされております。

この点も踏まえまして、交通事業者や地域の関係者に加え、鳥飼地区まちづくり担当も参画する摂津市地域公共交通協議会において、鳥飼まちづくりグランドデザインとの連携も図りながら、摂津市の地域公共交通計画策定に向けて、意見交換や対話を進めております。

次に、防災との連携についてです。鳥飼地域の水害については、説明会でも繰り返し説明させていただいておりますし、水防センターについては、先ほどの藤浦委員の答弁でもお答えさせていただいたように、令和5年度からは防災危機管理課に引き継いでおります。鳥飼まちづくり担当も検討の場に参加しながら、障害者からの意見に基づく避難所のレイアウトや、障害者の広域避難について検討して、取りまとめを行っております。

最後に、鳥飼まちづくりグランドデザインの各説明会でいただいた意見の各課へのフィードバックについてでございます。説明会では、地域の喫緊の課題についての御意見というものも、もちろん出てきます。その際には、将来予想を具現化していく方向性に沿って、課題解決に向けて迅速に取り組むこととしております。

グランドデザインの説明会ですけれども、グランドデザインに関係する関係各課のほうも出席していただいていることから、喫緊の課題については、関係機関にも、その場で共有できて、また、その後の対応等についても、各所管課と連携を密にして対応しております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、質問番号5番、会計年度任用職員の正規職員化という御質問であったかと思えます。

会計年度任用職員と正規職員には、その役割の違いがございまして、あくまで会計年度任用職員には、正規職員の補助的な業務を行ってもらうこととなります。したがって、業務時間にも、役割にも給与体系にも差があることとなります。

例えば、ダブルチェックを正規職員指導の下で行い、最終確認は正規職員が行って、起案となって上席に回ります。

例えば、福祉でいいますと、相談を受けたりヒアリングをしたりは、正規職員、会計年度任用職員、ともに行ったりしますが、その後の展開といいますか、申請の受理であるとか、何か決定するとかは正規職員で行っております。

こうしたことから、それぞれの役割をもって、引き続き、運用を進めてまいります。

あと、質問番号6番、相談しやすい環境かという御質問であろうかと思えます。

ハラスメントで申し上げますと、令和5年度より、ハラスメント相談員は、これまで人権女性政策課の職員だけで構成されていましたが、外部公益通報に係る弁護士や、職員組合選出の職員を相談員に加えて、少しでも間口を広げることに努めております。

ただ、セクハラ防止対策プロジェクトチームにおきまして、例えば、人事課に相談へ行くとか、人権女性政策課に相談に行くということは、非常にハードルが高いという意見もございました。

もちろん、個々によって相談に行く相手は変わってくるでしょうけれども、そこを第三者的に、先ほど申しました外部窓口を設けておりますが、それでも相談しにくい

場合ということについては、相談の仕組みがそもそも可能なのかを模索していくことが可能かどうか、考えてまいります。

あと、ジェンダー全体の職場における取組について、人事課に関わります部分をお答えいたします。

各種休暇制度ということで、国どおりとはいえ、特に正規職員については、実際に先ほど数字もありましたけども、男性職員の育休は充実していることから、その意義は大きいと思っております。

多様性を尊重したダイバーシティなどの社会構成や、ジェンダーに関する意識が変わってきていること等、社会が大きく変わっている中、まだまだ男性中心の組織風土なのか、育児とキャリアアップを両立できる環境の整備なのか、男性の家事・育児への意識の課題なのか、どういったことが職場の中で要因かは分かりませんが、自分自身の傾向を知る目的として、女性だけではなく、男性も含めて、働きやすい職場づくり研修を実施しております。

こうした研修を通じまして、職場全体で働きやすい職場環境を整えるとともに、女性もキャリアアップを考えられる職場づくりへの意識づけを行うことで、女性の管理監督職員の割合の増加につなげていければ、ひいては、給与格差を少しでも埋められる要因となってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 7番目の人権女性政策課に関わります取組の部分についてお答えさせていただきます。

まず、庁内的には、女性政策推進本部から推薦された職員と公募による女性職員で構成されています女性政策推進研究会

を立ち上げておまして、2か年にわたって、労働における男女平等の推進のための調査や研究を行うものです。そちらの中で、誰もが働きやすい組織づくりを目指して、課題解決に向けた取組を2年間にわたって取り組んでいるところですが、ちょうど今年が折り返しの地点になっております。

来年度中に新たな成果物として、また皆様に御報告することができるかと思っております。

特に、女性職員が管理職を目指してどういう取組をしていくかとか、どういう環境を整える必要があるのかとか、そういったところの意識改革等々の研究を行っているところです。

また、一般市民向けになりますが、こちらは、男女共同参画センターで様々な講座を行っており、まずは、男性が子育てであったりとか、家事に積極的に参加する。男女が協力して家庭を支えるところに対し積極的に参加いただけるような講座であったりとか、また、女性が雇用されるのではなくて、起業するための女性の起業チャレンジということで、こちらは摂津市商工会の御協力を得ながら、クラウドファンディング等を活用した起業の方法を毎年、センターの講座として実施しているところです。

7番目に関しては、以上でございます。

そして、8番目のO i T r (オイテル)に関する御質問へのご回答をさせていただきます。

設置場所を増やす予定があるのかですが、偶然ですけれども、大阪市内の商業施設にも、お手洗いにO i T r (オイテル)が積極的に設置されていることを先日、拝見しました。

そういったところもあって、まだコミュ

ニティプラザも今年度に始まったばかりですので、どのぐらいの利用があるのかを分析した上で、今後、必要性を考えていきたいと思っております。

そして、平和に対する施策ですけれども、御提案いただきましたように、これまでの体験のまとめであったりとか、何か形に残るものが必要になってくるのかとも考えております。

平和都市宣言40周年を、振り返ってみますと、いろいろな取組をしてきております。数だけではありませんけれども、中身のきちんとしたものを来年度、実行できるように、今、ちょうど考えているところでございます。

また、御提示できる時期がまいりましたら、皆様のほうにぜひ、お伝えさせていただいて、御協力もお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○野口博委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 2回目の、今後の車両の整備の予定と補助金の増額についてお答えいたします。

令和6年度に、正雀分団が車両を更新されております。令和7年度におきましても、更新を検討している分団が2分団ございます。

補助金の増額につきましては、今後の課題といたしまして、車両整備に係る補助金額の適正化を考えていく必要がございます。

平成28年度に、それまで100万円であった補助金を250万円へ引き上げました。これは、分団車両整備に係る実質的な整備経費負担を分団から市に変更するもので、それまで地域の経費支出に対して、一部補助といたしていたものを、分団の車

両については、全額、市が経費負担することと政策決定されたものでございます。

分団車両整備を補助金として存続した理由は、地域によって、その意向と財政力等でポンプ車や普通車の積載車を所有する分団もございます。地域裁量の幅も残しながら、本来的な補助金の趣旨も踏まえ、市は必要最低限の軽消防車両を整備するに足りる金額を上限といたしまして、補助金措置することとなりました。

その後、令和5年度に補助金を300万円に引き上げたものの、近年の物価上昇に耐えきれず、実勢価格との乖離が生じ、地域負担が重く、補助金額の引上げを望むという地域からの強い要望もあります。

今後、再度の補助金額の引上げを検討していくことを考えているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 質問番号11番の、投票状況の分析に関する御質問にお答えいたします。

選挙が終わりますごとに、分析することは非常に重要なことであると考えております。

令和5年度に実施をされました府知事・府議選挙に関しましては、一定、期日前投票の状況などについては分析をさせていただいておるところでございます。

例えば、ゆうゆうホール鳥飼西におきましては、ゆうゆうホール鳥飼西を利用された方のうち、投票区で申しますと第21投票区の鳥飼小学校、それから、第22投票区の第二中学校、この二つで、80%を占められております。

また、フォルテ301で見えてまいりますと、第1投票区の千里丘小学校、あと、第

2 投票区の子育て総合支援センターの遊戯室、この二つで56%を占めております。

ですので、特定の地域に偏りがあるというところはございます。

今後は、幅広く、多くの地域から御利用いただけるようなことも検討していく必要があると考えております。

また、期日前投票と当日投票、そういった相関性の分析も必要であると考えておりますし、委員より御指摘のございました投票率の高い地域、低い地域、こういったところの世帯構成であったり、年齢層であったり、そういった部分を分析していくのは、今後の投票環境の改善について検討する上で、必要なことであると考えておりますので、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 3回目です。

政策推進課から、四つ、お答えいただきました。

臨時交付金で割引券を選択する上で、様々な意見も聴きながら決めたとのことですので、それは理解いたしました。

また、今後、こういう自治体裁量があるような運営について、全体の中から意見を聴取していただいて、政策決定していただきたい。

それと、各部署で、市民の皆さんが何を望んでるかをしっかりアンテナを張っていただくことも重要だと思います。これは常にやっておられることだと思いますが、改めて強調しておきます。

給付金事業について御説明いただきました。本当に忙しい時期の中で、いろんな工夫もしていただき、それぞれの職員が個々の努力も、また、マネジメントをされ

た管理職の方も頑張っていただいて、遅滞なくやっていたところについては、大変ありがたいことだと思っております。ありがとうございました。

国の事業が突然下りてくるということが、コロナの対応であったり、物価高騰であったり、もちろん、政治的な思惑等々で補正予算が決まるのが遅くて、決まったと思っただけでというものが非常に多くて、そのしわ寄せが自治体職員のところに来ると。それが、いろんな部署からプロジェクトチームに派遣していただくことによって、また、派遣元の部署でも、いろいろ苦労がある。それが、ひいては、ミスであったり、市民サービスの低下になってしまうことは一番あってはいけないことあります。そういう意味では、自治体職員の個々の能力アップ、それから、効率的な組織体制は重要でありますけども、地方自治体がこれだけ苦労してるんだということは、きちんと国にフィードバックしていただく。お金だけでは困るということを行う必要があると思いますので、市長会等を通し、ぜひ、そんな声も上げていただきたいと思います。要望です。

パブリックコメントにつきましては、いろいろな工夫をしていただいていると、御説明をいただきました。

LOGOフォームであったり、ホームページ等でバナーを張っていただくということもしていただいているかと思えます。ぜひ、工夫をしていただきたいということで要望しておきます。また、置いてある場所が、それぞれの施設の端っこのほうに立てかけてあって分からないとか、分厚い計画書を抜いて、開いて見る場所がないことも指摘されています。

パブリックコメントを募集するのであ

れば、公共施設の中で意見を記入するコーナーとか、そういったものも、それぞれの閲覧の場所もきちんと確保していただく努力を、それぞれの計画を策定されている部署とも相談していただいて、改善を図っていただきたいと思います。

それから、それぞれの各計画を策定していく過程の中でも、市民意見を聴いたり、もしくは、皆さんとの交流を図ることの経過があればあるほど、その計画に対して市民の皆さんが関心を持ちやすくなる、意見も出しやすくなると思います。これはパブリックコメントは問わずですけど、日常的な市民の皆さんとの意見交流を図ることも、また、皆さんの中で協議していただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

グランドデザインについてです。

このぐらいにしておきますが、市民参加について、一般質問でも取り上げましたけども、いろいろな属性の方々の意見をこちらから聞きに行くのは非常に重要だと思います。

いろいろな努力をしておられるのもよく理解しておりますが、例えば、小学生・中学生、もしくは若い人たち、なかなか若い人たちとのコンタクトを取りにくいという悩みがありますが、逆に、そういったところに、あえてアンケートを送るなり、もしくは、そういった若い人たちが集まる学校などで意見聴取をするということは、もうぜひ、試していただきたい。

北九州市の公園づくりで、どんな公園がいいか、どんな遊具がいいかと大人に聞くのも当然あるんですけども、学校に行って、小学校何年生の子たちにアンケートを取ってくるのは、非常に生の声として有用だとおっしゃっていました。グランドデザイ

ンを進めていく中で、公共交通とか、特に公園とか、または防災とか、具体的な中身で市民の皆さんに意見を聴く努力を充実させていただいて、進めていただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

会計年度任用職員につきましては、会計年度任用職員、正規職員との役割ってというのは、それぞれ違うかと思います。

一方で、会計年度任用職員しかいない、例えば、学童保育の指導員は、ほとんど正規の職員がない分野であります。責任を持って子供たちの命を守って働いておられる。しかも、1年限りで終わることなく、継続的にその事業は続くわけです。

もしくは、相談員、いろんな方との関係を継続的に、長期的に、信頼関係を結ぶという点で言えば、専門的な役割を果たしている会計年度任用職員などの安定的な雇用について研究していただいて、正規職員への登用も、そういう制度も考えていただきたいと、これもお願いしておきます。

公益通報についてです。

抽象的な話ではありますが、相談しやすさは、上司と部下との信頼関係であったり、事業者と市との信頼関係が非常に重要になってくると思います。少なくとも、弱い立場の方が守られないことがない相談窓口だということは、いろんな機会を通じて広げていただきたい。弱い立場の方は、自分自身に関わってくる問題でありますから、その点、共通認識、我々も自戒の念を込めまして言いますけども、いろんな相談事を受けます。そういったことにしっかりと注力していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それから、男女の給与格差についてです。

非常に抽象的な質問で大変申し訳なかったんですけども、一概にこれをやったか

らって済む話ではありません。しかし、社会全体、それから、職場全体の中で、男女の働き方であったり、それから、家事の分担であったり、社会的な立場の在り方については、一步一步進めていくしかない。そのためには、職員の中での研修であったり、研究であったり、もしくは、啓発事業として、今まで以上に男女共同参画センターでの活動や講座等、地道にやっていくしかないのかと思いますが、ぜひ、期待していきたいと思います。

研究会の成果も期待しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

O i T r (オイテル) など、生理用品の配置について、これも要望としておきます。

利用状況がどうかも大事かと思いますが、基本的には、当たり前前の生理現象でありますから、当たり前のように、いろんな場所で置かれていくというのが私は理想だと思います。

社会全体にそこにお金を使うのが当たり前だということにはなり切れてないのかもしれないんですけど、小さい摂津市だからこそ、公共施設に全部置くことを他市に先駆けてチャレンジしていくのは可能だと思います。ぜひ、男女共同参画推進計画の中でも男女平等というものがうたわれているわけですので、全庁的な議論につなげていっていただきたいということを申し上げておきます。

平和施策についても期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

消防団につきまして、補助金の拡大も考えて、検討していくということでもあります。

公務員で地域の安全を守るという使命を帯びながら、一方で、ボランティア精神を発揮していただく。消防団のなり手が非常に少ないという中で、消防団の車両整

備等に経済的な負担もあることとなりますと、地元の自治会によっては、経済的な力の差が生じることもあるかと思います。

どこの消防分団でも、整備は最低限のものが整えられる環境をつくるのは大事なことだと思いますので、前向きには検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

選挙についても検討していただくということですので、具体的な検討をしていただいて、場合によったら、狭い投票所は替えて、ほかと統廃合することもあるのかもしれない。一方で、ここはもう一つ必要だということで、新たに新設することも当然あってしかるべきだと思います。

ただ、期日前投票については、ほかの委員からもいろいろな意見が出されているように、投票するという権利を、どこの場所に住んでいても、公平に、公正に行使できる投票環境を整えていただける観点で、少ない人員体制で大変だと思いますけれども、民主主義の根幹でもありますので、頑張ってくださいようお願いして、私からの質問を終わります。

○野口博委員長 安藤委員の質問が終わりました。

続いて、南野副委員長。

○南野直司委員 何点か質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1番目でありますけれども、決算概要42ページになります。

職員健康管理事業についてです。

令和5年度の取組として、全職員の方を対象としたストレスチェックを行っていただきました。高ストレスの職員のうち、医師の面接指導を希望する全員に面接指導を実施されたということでございます。

この高ストレスの職員の面接指導の時

間を土曜日にも対象とすることで、希望者により受講しやすい環境となったということでもあります。この職員の健康診断を含めて、受診しやすい環境づくりで工夫されたことについて、お聞かせください。

2番目、46ページ、組織課題別能力開発事業でございます。

職員が、自ら受講しやすい内容や講師を選択できる職員提案型ステップアップ研修を公募されまして、そして、二つの研修を実施されました。

一つは、事務報告書にも載ってございましたけども、行政不服審査、そして、書類の管理・整理の二つの研修を実施されて、83名が参加されたということですけども、中身について教えてください。

それから、48ページ、3番、4番、5番は一緒です。

1点目は、ホームページ事業についてです。

市内のイベント情報の可視化など、知りたい情報にたどり着きやすいホームページの作成について研究する必要があると。そして、他市の状況やホームページに対しての意見の蓄積などを分析し、ホームページ自体のリニューアルについても検討していく必要があるということで、2018年にリニューアルされて、6年経過されて、リニューアルのことについても、令和5年度、検討されてるのかと思いますけども、その中身についてお聞かせください。

次に、4番目、シティプロモーション推進事業についてでございます。

これも多くの御質問がありましたので、要望とさせていただこうと思います。インスタ隊の皆さんが、インスタグラムで摂津市の魅力をどんどん発信していただいたり、& s e t t s uを通して、摂津市の魅

力を発信していただくほかにも、様々な魅力を発信していただいていると思います。ちょうど来年の4月、ランドセルをリニューアルされるということで、今、ホームページにも影だけが映っている状況で掲載していただいています。これは摂津市が全国に誇る事業、取組だと思えます。こういう取組をどんどん発信していただきたいと思えますので、よろしく願います。

それと、もう一つは、水みどり課にも質問しました花いっぱい賞というフォトコンテスト、これは令和5年度にありました。令和6年度はなかったということで、ぜひ、やっていただきたいと思えます。

摂津市は、14.87平方キロメートルのコンパクトなまちで、山も海もなく、しかし、川がたくさんあって、そんな中で、川辺とか信号の街角等で、一生懸命、花の運動を皆さんしていただいています。そういった花を撮っていただいてフォトコンテストの中で、花いっぱい賞はすごく魅力があると思えますので、ぜひ、復活させていただきまして、摂津市はこんな取組をしていることを全国へ発信していただきたいと思えますので、どうかよろしく願います。これは要望とさせていただきます。

5番目、ふるさと応援寄附金推進事業のです。

一つお聞きしたいのが、このふるさと寄附金の使い道ということで選択していただいています。寄附金を頂くときに、12項目ありまして、「摂津市制施行60周年記念」「住民自治」「都市整備」「上下水道」「危機管理」「環境」「人権」「福祉」「教育」「地域経済」「行政経営」あと、「市長におまかせ」ということです。どの項目が多いのか気になりましたので、順位を教えてください。令和5年度で結構

です。よろしく申し上げます。

6 番目、5 2 ページ、鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業、そして、淀川河川防災ステーション等整備促進事業です。

これはもう多くの質問も出ましたので、要望とさせていただきます。

課長から、御答弁の中で、若い世代の方の意見をというキーワードがありました。安威川以南の鳥飼地域では、淀川わいわいガヤガヤ祭が、毎年、皆さんの手づくりの下で実施されております。そして、もう一つは、2 月にはセッピーマラソン大会がされますし、もう一つは、大阪銘木フェスタ、毎年、こういった特徴のある摂津市の銘木団地をどんと表に出した、コラボしたイベントも実施していただいています。

そして、その中で、モノレール南摂津駅の駅前で、むすんでひらく文化祭ということで、地元の事業者等の御協力をいただいて、実施されました。このイベントは、ワークショップがあったり、ハンドメイドがあったりして、若い世代の方がたくさん参加されて、その中で、アンケートも実施できたと認識しております。

そして、もう一つのイベントとしては、淀川クルーズ F E S T I V A L ということで、船着場の近くで、鳥飼ワン！ぱ〜くということでイベントを実施されました。これは、もう 1 回ぼっきりになるのでしょうか。僕は鳥飼船着場を多くの人に知っていただく、そして、河川防災ステーションはここにできるんだってということを多くの若い世代の方にも知っていただく必要があります。例えばですけども、災害時におけるキッチンカー等による炊き出しに関する協定を摂津飲食防災ネットワークと締結いただきましたが、最大級の

キッチンカーフェスティバルをここで開くとかすれば、多くの若い世代の方が参加するのではないかと思います。

鳥飼まちづくりグランドデザインの説明会であったりは、なかなか参加されないかもしれませんが、そういうイベントには多くの方が参加されますので、そこで情報を発信していただきたいと思います。いろんな楽しい仕掛けを考えていただいて、鳥飼まちづくりグランドデザイン、そして、河川防災ステーションを発信していただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

7 番目、5 4 ページ、人権啓発推進事業です。

学校に配布した花の種子を児童が協力し、育てる中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした啓発運動であります。人権の花運動を別府小学校で実施して、7 3 名が参加されたということですけども、中身について教えてください。

同じく人権啓発推進事業の中で、様々な国籍の市民の方に対応できるように、A I 通話機を備え付け、庁内各課に貸出しを行ったということで、コミュニケーションツールになると思うんですけども、この取組の中身についても、教えてください。

9 番目、5 6 ページの男女共同参画推進事業です。

男性が子育てに対して積極的に関わられるよう、男女共同参画センターで、父親と乳幼児を対象とした講座を 2 回、実施されて、延べ 1 0 名の父親の方が参加されたということでもあります。この取組の中身についてもお聞かせください。

それから、1 0 番、6 6 ページ、選挙管理委員会運営事業についてでございます。

選挙における投票しやすい環境づくりと配慮について、令和5年度も検討していただいていると思います。高齢者の方や障害のある方など、意思疎通が難しい方を手助けする投票支援カードの導入について検討されたと思いますけども、進捗状況についてお聞かせください。

11番目、132ページ、災害応援等活動事業です。

吹田市の千里北公園で実施されたと認識しておりますが、陸上自衛隊と合同で図上研修、視察研修を実施され、摂津市管内の状況を陸上自衛隊と共有することで、防災発生時における連携強化を図ることができたということで、取組の中身についてお聞かせください。

次に、12番目、消防活動事業です。

これは要望とさせていただきます。ウェアラブルカメラについて、このカメラは、現場に出られた隊員の方のヘルメットに装着されていて、現場の状況が指令センターのモニターを通じてライブで見れたり、録画ができると思います。一方で、北大阪指令センターに視察に行かせていただきましたけども、ライブ119の取組であります。

市民の方には、もうしっかりと協力をいただかなあかんということで、こういう映像通信受信装置があるということで、周知を今もしていただいていると思います。こういうのがあると多くの方に知っていただければ、通報した市民の方と消防本部の方とのやり取りが現場でスムーズにいくのかと思います。

映像をSNSで流していただいて、それをクリックすると倒れてる方や火事の様子を映し出し、指令センターで見られるという装置やと思います。これはしっかりと

ライブ119を宣伝していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最後、消防団活動事業です。

令和5年度につきましては、19人の新入団員を確保されて、計388人となったということです。本部にも消防団の募集をしていただいておりますが、本当にありがたいと思っておりますが、年齢の内訳について、教えていただければと思います。

以上で1回目、終わります。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後3時 5分 休憩)

(午後3時31分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁を求めます。

松本課長。

○松本人事課長 質問番号1番、職員健康管理事業についてでございます。

受診しやすい環境としての工夫として、ストレスチェックにつきましては委員から御紹介あったとおりでございます。

ほかに高ストレスと診断される職員に対しては、医師の面接の指導を希望する職員全員に面接指導を行ったほか、本人のプライバシーに配慮して、市役所ではない場所に面接指導の会場を設置しております。

あと全体の定期健康診断でありますけれども、定期健康診断は5日間、午前9時から午後5時まで実施しております。

その中で、例えば24時間勤務者は、そのまま受診できる朝9時を優先させてほしい、こども園は午睡の時間があるから午後の時間を希望したい、外部職場は本庁と異なって待つ場所がないので優先した時間枠が欲しいなど、時間に関する課題がありましたので、中央労働安全衛生委員会におきまして、少しでも外部職場などを優先した時間割を決定、導入しております。

結果的に、健診を受けることができる時間枠が決まったことから、これまで人数が少なかった午後にも受診者が増えて、受診者の分散につながっております。

あと質問番号2番、職員提案型ステップアップ研修における二つの研修の内容についてでございます。

一つ目は行政手続及び行政不服審査制度に係る研修として、行政手続における理由の提示と不服審査の基礎及び審査請求の手続について基礎から学ぶ内容となっております。係員を対象としたものでございます。

二つ目は書類の管理・整理研修として、個人情報を適切に管理することを目的とし、効率的な書類やデータの管理、整理方法や文書保管の目的、個人情報、公文書としての取扱い等、組織的情報管理のための文書管理について学ぶ内容となっております。こちらは副主査を対象としたものとなります。

いずれも職員が受講したい内容の研修として応募があり、手が挙がったものでございまして、職場の課題を認識したことが動機となっております。こうした積極性や周りを巻き込む力を伸ばす研修として実施してまいります。

以上でございます。

○野口博委員長 辻課長。

○辻広報課長 質問番号3番、ホームページについてお答えいたします。

市公式ホームページにつきましては、平成30年3月のリニューアルから令和6年で6年が経過しております。この間、リニューアルの検討を行ってまいりましたが、フルリニューアルで数千万円、デザイン変更など比較的小規模なリニューアルにあっても数百万円の予算を必要とする

ことから見送ってまいりました。

現在、ホームページ保守運用管理業務委託のサービス内容にございます、コンテンツ保守の範囲内でできますトップページレイアウトの配置変更やカテゴリーやページの構成の見直しを検討している状況でございます。

続きまして、質問番号5番、ふるさと応援寄附金の使い道の選択状況についてお答えいたします。

令和5年10月から令和6年9月までの期間で、お選びいただいた項目を多いものから順に3項目お答えいたします。

なお市制施行60周年記念につきましては、令和6年10月から掲載したものでございます。令和5年は「住民自治」から「市長におまかせ」までの11項目でございまして、一番多くございましたのが「市長におまかせ」でございまして、こちらが67%を占めております。続きまして、2番目が「福祉」でございまして12%、3番目は「教育」で10%となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 7番目の御質問にお答えいたします。

人権の花運動についてでございます。

本市では、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣から委嘱を受けた11名の人権擁護委員が配置されております。その中で人権相談への対応や人権意識の高揚に御尽力をいただいております。その取組の一つとして人権の花運動がございまして。

この取組では、毎年市内の小学校1校を選出いたしまして、低学年の児童とともにチューリップの球根の植え付けを行っております。児童が協力して花を育てることで命の尊さを実感し、思いやりの心を育む

ことを趣旨として行っております。

また、球根の植え付けと同時に人権擁護委員から講話をいただきまして、児童に対し人権とは何かについて考えてもらうきっかけとしているところでございます。

令和5年度の実施校である別府小学校の児童からは、その後、人権擁護委員に対して絵手紙が送られまして、児童おのおのが花を大切に育てている様子が感じられました。

人権意識の高揚を図るには、幼少期からの人権教育が不可欠であることから重要な取組の一つであると認識しております。

次に、8番目のAIの通話機器についてでございます。こちらにつきましては、人権女性政策課でポケットクというAI通訳機を保有しております。この機器は日本語で発した言語を指定した外国語にテキストで変換しまして、翻訳の結果を相手方に伝えるという仕組みになっています。あらかじめ翻訳したい言語を登録しておくことで簡単に翻訳ができるというのですが、これまで、窓口における対応であったりとか、学校の外国人生徒及び保護者に対するの対応に貸出しをいたしました。

特に、学校現場では長期にわたって御利用いただいております。初めての使用ということもあって、話し方によってはうまく翻訳ができない部分もあったようではありますが、生徒や保護者のコミュニケーションのツールとして非常に有効に御利用いただけたということで、現在では各学校にポケットクが配備されています。本庁での貸出し、人権女性政策課からの貸出しというのは少し減っている状況ではありますが、有効に活用いただけているという報告を受けております。

そして、男女共同参画センターの父親と

乳幼児を対象にした講座についてお答えいたします。

この講座は父親と子ども、母親と子どもという組合せに対象を分けまして開催しています。子どもルームというのがコミュニティプラザにあるんですけども、一部ではお父さんと子どもがそこで遊ぶ時間、一方で母親は、お父さんと子どもが遊んでいる間に子育てについての褒め方であったりとか、いろんな子育てのノウハウを学んでもらうものです。父親対象とうたってはいるのですが、実際には親子で参加をしていただいて、片親ずつ子育てについていろいろ講義をする狙いとなっています。

この中で親子で遊びながらスキンシップやコミュニケーションの方法を学んだり、父親同士、もしくは母親同士の交流を通して、男性の家庭参画促進を図っております。

講師は男女共同参画センターの推進団体に加入している子育て支援グループの方に依頼しております。日頃から活動されている中での取組を講座の中に取り込んでいただきながら、前向きな子育てをするために大切なこと、子どもとの関係づくり、子どもの困った行動への対応など、子育てのノウハウを具体的にお話しいただくなど、先ほど申し上げたような母が学ぶ時間、父が学ぶ時間を設けています。

実際に子供との触れ合い遊びや絵本の読み聞かせなど、子どもと関わる遊びのスキルを学ぶ時間として実施しております。

実際に参加された方の御意見、御感想としましては、父親と子供だけで参加するという機会がなかなかないということと、父親同士が交流できる機会が非常に少ないので、こういった講座はとても貴重な時間を過ごせたとのことでございます。この講

座をきっかけにそれぞれの親同士がまたさらに交流が持てるような機会になったのではないかと考えております。

また、さらにこれを通じて、父親だけでなく母親も含めて子育てがスムーズに、また家事にもそういった積極的な取組が重なってほしいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 下郡局次長。

○下郡総合行政委員会事務局次長 質問番号10番、投票支援カード導入についての御質問にお答えいたします。

投票支援カードは、高齢者や障害のある方など、投票に不安を抱える有権者や、口頭でのコミュニケーションが苦手な方々をサポートするためのツールです。

このカードに投票所での対応を希望する内容を事前に記入いただくことで、投票受付時には選挙人が求めるサポート内容を把握することができるため、円滑な投票を実現するための支援を提供することが可能となるものでございます。

近隣では、箕面市や、先日の衆議院議員総選挙からは高槻市でも導入されております。

本市の現状といたしましては、そうした事例や実績を参考にしながら、導入に向けて検討を進めておるところでございます。

導入に際しましては、期日前の投票を含めまして従事者への説明や研修会を行いまして、円滑な運用ができるよう、環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 質問番号11番、陸上自衛隊との連携についてのお問いにお答えいたします。

まず、いただきました御質問の中で、吹

田市の千里北公園のお話がありました。千里北公園において実施いたしました訓練に関しましては、吹田市の総合防災演習に消防隊を派遣して、連携の強化を図ったものでございます。

その場におきましても陸上自衛隊が参加されておりまして、各機関の活動連携を実施したものでございます。

令和5年度に本市独自で実施いたしました取組として、陸上自衛隊の中で本市を管轄していただいておりますのは、兵庫県伊丹市に駐屯地を構えておられます第36普通科連隊の第4中隊でございます。有事の際にはこの第4中隊との連携活動が必須となるものでございます。

このため平時から連携を強固なものにするために、各種の災害発生時において想定されます本市の被災状況等を認識していただくために、防災危機管理課と共同で研修会の実施や実際に市内の避難所、公共施設等の巡回、さらに本市にとっては最大の被災想定でございます水害の対応のために、洪水のおそれがあります安威川や淀川などの一級河川を視察していただくなどして、有事の際の活動拠点、活動方法を共有するなどを実施いたしました。

さらに、消防本部の救助部隊と陸上自衛隊の特殊部隊とが合同で救助訓練を実施するなど、連携をより強固なものにするために努めているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 それでは、質問番号13番、消防団の新入団員の年齢世代の内訳についての御質問にお答えいたします。

令和5年度の新入団員の世代別の内訳でございますが、10代が2名、20代が3名、30代が7名、40代が2名、50

代が5名でございます。

一般公募を取り入れたことで、幅広い年齢層からの入団があったものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 南野副委員長。

○南野直司委員 ありがとうございます。

まず、1点目でございます。

高ストレスを抱えたその職員の皆さんへの対応、そしてまた、職員健康診断の時間割の導入等について詳しく課長から御答弁いただきました。

分かりました、ありがとうございます。引き続きプライバシーにしっかりと配慮した取組をよろしくお願いいたします。要望とさせていただきます。

それから、2点目です。

職員の方が自ら受講したい研修の内容を公募で研修の中身を決めていくことは本当にすばらしい取組だと思います。どうか引き続き拡大をしていただいて、よろしくお願いいたします。これも要望とさせていただきます。

3点目のホームページのリニューアルについて御答弁いただきました。

全てリニューアルしたら物すごい予算がかかる、現在のホームページのトップページ等を少し改良してということで分かりました。

私は毎日、市のホームページを開いており、使いやすいとは思っているんですけども、ホームページランキングなどで他の自治体のものを見ておりましたら、AIチャットボットをトップページに入れられている自治体も多くなってきたと思います。そういった手法を、今のホームページでつけられるのであればつけるといいますか、挿入するといいますか、トップページにで

きるのであればそれもぜひ検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。要望とさせていただきます。

5点目、ふるさと寄附金の使い道です。

「市長におまかせ」が67%と、多かったとのことで、分かりました。

もう一つは、今、そんなに多くの自治体はやっておられないかもしれないですけども、クラウドファンディング型ふるさと納税ということで実施されている自治体があります。例えば、摂津市でしたら、淀川の河川防災ステーションや味生コミュニティセンターを造るという取組、ピンポイントに焦点を当てて、クラウドファンディング型のふるさと納税をしていただく。そういう手法もいろいろ御検討いただきまして、今12項目をやってもらっていますけども、そういう形でふるさと納税をしていただければもっと機運醸成につながるのかと思いますので、よろしくお願いいたします。これも要望とさせていただきます。

7番目です。

これは人権啓発事業の中で、一つはチューリップの球根の人権の花運動について詳しく御答弁いただきました。子どもたちが人権擁護委員の皆さんへ手紙を書いていたということ、心温まるお話でありますけども、他校でもこれから実施をされていくと思います。また引き続きよろしくお願いいたします。

もう一つは、同じ事業の中で、AIの通話機器をいろいろ活用していることについて、詳しく御答弁をいただきました。

私も外国人の方から御相談いただいたことがありまして、日本語を話されるので通じていると思っていたら、通じていなかったということもありました。すごくこれは大事な取組だと思いますので、引き続き

どうかまたよろしく申し上げます。多言語の方の対応で、配慮した取組になると思われますので、よろしく申し上げます。要望とさせていただきます。

9番目の男女共同参画推進事業の中で、お父さんの参加ということで、子育てに参加できていなかった僕がこんな質問するのは申し訳ないと思っているところでもありますけども、本当にお父さん同士の交流にもつながっていくものだと思います。どうか拡大をしていただけるように取り組んでいただきますよう、これも要望とさせていただきます。

それから、10番目の選挙においての高齢者やハンディキャップをお持ちの方との意思疎通が難しい方への手助けとしての投票支援カードの検討をいろいろしていただいております。来年もまた参議院選挙、市議会議員選挙がございますけれども、導入できるようにまたよろしくお願ひしたいと思ひます。もう一つは、視覚に障害をお持ちの方で、御自身が投票用紙に候補者名を記入できるよう、記入する部分がくり抜かれていまして、表面を手で触ると記入位置を確認することができるツールがあります。そういうツールを導入している自治体もありますので、どうか研究していただひいて、一緒に実施できるようにこれも要望とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それから、11番目の災害応援等活動事業の中で詳しく御答弁いただきました。

自衛隊の第36普通科連隊の第4中隊の皆さんとの連携を図ったということです。本当に大きな災害発生時におきまして、自衛隊の皆さんとの連携は非常に大事だと思いますので、今後もどうかよろしくお願ひします。

そして、最後に御答弁いただきました消防団の募集、本部でも実施していただひいていまして、10代の方が確か2名とおっしゃってました。それで、うちの正音寺消防団にも学生の方が申し込みしていただひいたということで、すごくありがたいと思ひています。本当にありがたい取組だと思ひますので、ぜひ本部でも募集をかけたいただきますよう、引き続きよろしくお願ひします。

そして、僕も要望したことがあると思うのですが、吹田市が学生消防団活動認証制度というのもやっておられますので、研究していただひいて、こういう取組が就職活動にも役立つということでもあります。若い方にも消防団へ入っていただひいて、いろいろ訓練を受けて、そして就職をすればそちらでも役に立つと思ひますので、どうかよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○野口博委員長 南野副委員長の質疑が終わりました。

以上で、認定第1号所管分の審査を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時57分 休憩)

(午後3時59分 再開)

○野口博委員長 再開します。

認定第5号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。いかがでしょうか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 せっかくですので、一つ聞いておきます。

財産区財産で、毎年一部の財産区では収入がありまして、そのうちの2割相当分が一般会計に繰入れされています。この2割が管理費用となっていると思ひますが、そ

の2割はなぜ2割なのかという根拠についてお願いします。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 補助金の2割の根拠について、御説明いたします。

摂津市補助金交付規程に、「元部落有財産の売却及び賃貸借に係るすべての収入については、その処分総額の80%以内を当該部落に還元することができる」とされており、収益の80%を財産区にということで、残り20%を摂津市の一般会計に繰り出しているものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 何度も聞いておりますが、市によってこれは15%であったり、10%であったり、20%であったりとまちまちになっています。これはなぜ20%になったのかを聞きたいと思えます。再度、こういう理由だから20%になっているということが分かれば教えてください。

○野口博委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 こちら20%の理由といたしましては、先ほどの補助金の交付規程に規定されているということでございます。

一定の地域の利益と全体の利益が最大限合致するようにということで、2割ということで一般会計に繰り入れているということで、それがなぜ2割なのかということについてはそういった意味合いでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 一度もちゃんと答えてもらったことがないです。何で20%になったのか聞かせてもらったことはないのですけど、まあよしとしておきます。

○野口博委員長 次は答えられるようによろしくお願いいたします。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時2分 休憩)

(午後4時3分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

最初に、認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後4時4分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 安藤 薫